

10月7日

○副議長（出水昭彦君） これから本日の会議を開きます。
(午前10時00分開議)

○副議長（出水昭彦君） 会議は、お手元に配付しております日程により議事を進めます。

○副議長（出水昭彦君）

日程第1、議案第57号 始良市総合計画策定条例制定の件

日程第2、議案第59号 始良市税条例等の一部を改正する条例の件

及び

日程第3、議案第60号 始良市都市計画税条例の一部を改正する条例の件

までの3案件を一括議題とします。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（有馬研一君） 登壇

ただいま議題となりました議案第57号 始良市総合計画策定条例制定の件、議案第59号 始良市税条例等の一部を改正する条例の件及び、議案第60号 始良市都市計画税条例の一部を改正する条例の件の3件について、総務常任委員会は9月28日、30日、10月4日の3日間に開催し、各委員出席のもと、関係職員の出席を求め審査しましたので、その経過と結果について一括して報告いたします。

平成23年5月に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、市町村基本構想の策定義務が廃止。そのため、基本構想を策定するか否かは市町村が判断することになり、市議会の議決を含め、基本構想を策定する際の手続にも市町村が決めることとなったことから、地方自治法第96条第2項の規定により、総合計画の策定に際し、基本構想について議会の議決を必要とする条例を制定するものであります。

しかし、総務委員から、「基本計画も議会の議決が必要である」との意見が出され、審査は混沌とし、平行線の審査になりました。

また、9月30日には市長も出席し、説明を受けました。その中で、基本計画については、今後制定予定の自治基本条例の中で決議案件とするかについて、検討・協議をするとの回答がありました。

主なる質疑について申し上げます。

質疑、基本構想、基本計画まで議決しておかないと、例えば、市長が交代したとき突拍子もない計画が出てくる場合もある。ある程度具体的な基本計画まで議決しておいたほうがよいと思う。答弁、基本構想のみを議決することは今までも行っており、そのことが間違っていたとは思わない。これを前提に計画を具体的に作成しており、再度計画の見直しもしなければならない。短期間で7年間の計画を立てており、今回の場合はそのほうがよいと考えている。

質疑、この計画はほとんどが抽象的な書き方がしてある。議決案件としても全く問題はない。議決案件としたほうが、執行部と議会が一緒になって事業を取り組む姿勢が出てくる。答弁、ご指摘の点は全く同感です。今回の基本計画は構想のみを議決するということで作成しています。踏み込んだ事業等も出てきています。また、国・県の施策の変更による改正が出てきた場合を危惧しています。

市長への質疑、基本計画を条例の中に入れるべきとの方向で話が進んでいる。事務方ではこれ以上答弁はできないとのこと。市長の考えを問う。市長の答弁、今回の提案に当たっては先進地の事例等を含め精査、検討し提案をした。まず、施策の変更が出てきたときには条例からの変更が出てくるものと思う。審議会の中には正副議長、各委員会からの代表も入っており、その中で意見をいただき修正等もかけているところです。今回の計画は従来の計画より踏み込んでおり、そういう意味から財源の不透明な部分もあります。それを議決案件として条例化したとき、変更が生じた場合は総務委員会の方々にも審議していただかなければならない事態が出てきます。基本計画は議会の代表者も審議に参加して作成され、議会の皆さんにもお示ししたと思っております。

質疑、今後の日程を問う。答弁、10月5日、最後の審議会の開催、この中で最終答弁に向けての取りまとめ、そして答申を受けて庁内でもう一度見直し、10月11日から11月11日までパブリックコメントを行う。それを受け、庁内で検討をし、12月議会に基本構想を上程します。基本計画は資料として提出します。自治基本条例の策定するとき、入る形で検討していただくということで、今回はこの議案を通していただきたい。

質疑終了後、委員より、1、市長の意見を聞き、自治基本条例の中で検討するとのことだった。2、審議会の委員として時間的な面に心配があった。3、総合計画は重要なものである、12月に提出する環境を整えることも重要だと思う。自治基本条例・議会基本条例の中で検討課題としてとらえ、すっきりとはしないが、原案どおり可決したらどうかとの意見が出された。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第57号 始良市総合計画策定条例制定の件は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号 始良市税条例等の一部を改正する条例の件について、その経過と結果について報告いたします。

地方税法の一部改正に基づくもので、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対して税制の整備を図る観点から、寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ及び個人住民税等の罰則見直しを行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化を行ったものです。

第1条関係、1、市民税等にかかわる不申告の過料を「3万円」から「10万円」に改正するもの。2、寄附金税額控除の適用下限額を2,000円に引き下げるもの。3、たばこ税、鉱産税及び特別土地保有税にかかわる不申告の過料を追加するもの。4、上場株式等にかかわる配当所得割、上場株式等の譲渡による所得割及び条約適用配当にかかる所得割の条例を平成25年12月31日まで2年延長するもの。5、肉用牛の売却による事業所得にかかわる所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数を年間「2,000頭」から「1,500頭」へ見直し、その適用期限を平成27年度まで3年延長するもの。

第2条関係、非課税口座内上場株式等の譲渡にかかわる市民税の特例の施行日を平成27年1月1日まで2年延長するものであった。

主たる質疑について申し上げます。

質疑、3万円を10万円に改める根拠とその影響額を問う。答弁、過料にかかる地方税法の改正が昭和56年に改正されてから30年間改正されなかったため、今回の改正となった。また、影響については過料を科した例はありません。

質疑、100条の2の2で「過料の額は情状により市長が定める」の意味を問う。答弁、情状とはいろいろな実情を勘案し、寛大な措置をとることと理解する。これまでに適用例はないが、相手の事情

を考慮し、10万円以下でも対応できると理解しています。

以上で質疑を終了し、討論に入り、次のような反対討論がありました。

過料が3万円から10万円に値上がりになりましたが、ほとんどの条で始良市には関係のないような条例になっており、あえて条例を改正する必要があったのかとの理由で反対討論がありました。

採決の結果、議案第59号 始良市税条例等の一部を改正する条例の件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号 始良市都市計画税条例の一部を改正する条例の件について、その経過と結果について報告します。

始良市税条例等の一部改正と同様に、地方税法の一部改正に基づくもの。第2条及び附則第12項は、引用している地方税法の条項の移動に伴う改正です。

特に質疑はありませんでした。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第60号 始良市都市計画税条例の一部を改正する条例の件は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務常任委員長の報告を終わります。

○副議長（出水昭彦君） これから一括で質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（出水昭彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○副議長（出水昭彦君）

これから討論を行います。まず、議案第57号について討論はありませんか。

○18番（玉利道満君） 総務委員会の方々には大変熱心な審議をさせていただいておることを感謝申し上げますけれども、議案第57号 始良市総合計画策定条例制定の件について、反対の立場から討論をいたします。

始良市においては、現在、総合計画の策定が進められております。総合計画は市の将来を見通しながら、総合的で計画的な運営をするための指針として策定されるものであり、市民にとって極めて重要な計画であります。そのために、地方自治法は昭和44年改正で市町村に基本構想を議会の議決を経て定めることを義務づけております。

現在作成中の計画は、スタートの時点では、地方自治法2条4項の、市町村はその事務を処理するにあたっては議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないと義務づけをしておりました。

しかし、この規定は、地方分権推進委員会勧告による義務づけ、枠づけの緩和の一環として削除され、本年5月2日に公布、8月1日に施行となりました。この改正の真意は、つくらなくてもよい自由ではなく、法律が一々指図しなくてもよいということにある、こういうふうになっております。

今回の総合計画の策定に当たっては、計画期間を前期3年、後期4年とするなどの工夫がとられ、評価されるものであります。しかし、提案された57号では、議会の議決として、第4条、市長は基本構想を策定しようとするときは議会の議決を得るものとするあり、議決事件としては基本構想のみにとどめ基本計画は省いてあります。

第2次地方議会活性化研究会の最終報告、分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策という提言において、基本構想は町村議会の議決事項とされたが、通常は、住民の間に論議を呼ぶような重要な懸案課題は抽象的な表現にとどめて、実質的内容は、その具体化のために策定される議決不要の基本計画に委ねられていることが多いと指摘しております。そして、基本構想の審議にあたり、基本計画の検討も行えるようその両方を議決事件とすることを提言しております。これは活性化研究会の最終報告でございます。

私は、一般質問の中でこのことを踏まえながら、基本構想・基本計画の議決事件化の必要性を申し上げてまいりました。次の4点を申し上げたつもりでございます。

なぜ基本計画を入れなければならないのか1点、政策体系が自治体の意思として決定され市民との約束として明示される、それを確実に執行することが行政の責務となる。2点目は、基本計画まで議決することは、市長のマニフェストを議会によって選挙後の事後検証を行うことになる。議会の議決を経て初めてマニフェストは自治体の政策になる。3点目、行政の恣意的な政策選択を許さないこと。あるいは、政策変更をチェックする機能として使うことができる。4点目は、総合計画をめぐる議会と行政との合意形成がなされる。以上の4点を申し上げました。

総合計画は市が住民の福祉の増進を図ることを基本として行政施策を展開していく基本的な計画であり、その計画を住民、議会、行政が共有することが必要であると考えております。この議案において、基本構想のみが議決事件として上げられ、基本計画が議決事件から省かれていることはまことに残念なことであり、納得しがたいものであります。議案第57号、第4条に基本計画が議決事件として上げられていないということを理由に、私は本議案に反対の立場からの討論といたします。

以上です。

○副議長（出水昭彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ございませんか。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（出水昭彦君） これで討論を終わります。

○副議長（出水昭彦君） 次に、議案第59号について討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。

○13番（里山和子君） 議案第59号 始良市税条例等の一部を改正する条例の件について反対討論をいたします。

委員会でも申し上げたんですけれども、市民税等にかかわる不申告の過料を3万円から10万円に改正するもので、結局、不申告というのは確かに悪いことではありますけれども、3万円あれば私は十分なのではないかと思いますので、まず値上げの住民負担になるということについての反対が1点です。

それから、たばこ税とか、たばこ税は関係あるんでしょうが、鉱産税とか特別土地保有税というのは始良市には今は関係ないわけで、こういう過料追加については関係ないものであると思いますし、それから、上場株式等にかかわる配当所得割とか株式等の譲渡による所得割及び契約的配当にかかわる所得割の条例というのは、25年の12月末まで2年延長なんですけれども、これは株式を持っている

ようなお金を持っている方々の部分に関しては2年延長するというような条例になってますので、この部分についても反対でございますし、それから、肉用牛の売却で年間2,000頭から1,500頭へ見直されるんですけども、これも始良市には適用がないというようなことで、過料の値上げについて反対ということと、始良市に関係のないような条例が多いということで、反対討論といたします。

○副議長（出水昭彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（出水昭彦君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（出水昭彦君） これで討論を終わります。

○副議長（出水昭彦君） 次に、議案第60号について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（出水昭彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○副議長（出水昭彦君） これから採決します。まず、議案第57号 始良市総合計画策定条例制定の件について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第57号 始良市総合計画策定条例制定の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（出水昭彦君） 起立多数です。議案第57号 始良市総合計画策定条例制定の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○副議長（出水昭彦君） 次に、議案第59号 始良市税条例等の一部を改正する条例の件について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第59号 始良市税条例等の一部を改正する条例の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（出水昭彦君） 起立多数です。議案第59号 始良市税条例等の一部を改正する条例の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○副議長（出水昭彦君） 次に、議案第60号 始良市都市計画税条例の一部を改正する条例の件について採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第60号 始良市都市計画税条例の一部を改正する条例の件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（出水昭彦君） 起立全員です。議案第60号 始良市都市計画税条例の一部を改正する条例の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○副議長（出水昭彦君） 日程第4、議案第61号 始良市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森川和美君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第61号 始良市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件の市民福祉常任委員会に付託されました内容の審査と結果を報告をいたします。

当委員会は9月28日、10月4日に関係職員の出席を求め、詳細に審査いたしました。

主なる質疑を申し上げます。

質疑、旧蒲生町の資源物袋の販売収入がなくなることについてどのような影響があるのか。答弁、資源物袋の売り上げは約200万円ほどありましたが、そのうち袋の製造にかかる経費が約94万円、販売店への委託料が約35万円でしたので、実質収入は約70万円ほどでした。今回、資源物袋からネットに変えることで、売却にあたっての資源物の品質向上を目的とするものです。

このほかに特に質疑はありませんでした。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第61号 始良市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件については、全委員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○副議長（出水昭彦君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（出水昭彦君） 質疑なしと認めます。

○副議長（出水昭彦君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（出水昭彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○副議長（出水昭彦君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第61号 始良市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（出水昭彦君） 起立全員です。議案第61号 始良市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

○副議長（出水昭彦君） 日程第5、議案第63号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案はそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（有馬研一君） 登壇

ただいま議題となりました議案第63号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）の所管部門について、総務常任委員会は9月28日と10月4日に開催し、全委員出席のもと現地調査を含め、関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過と結果について報告いたします。

総務部関係の主なるものを説明します。

総務課につきましては、人事異動等に伴う職員人件費の調整額の計上及び新たな文書管理システムを導入するための賃借料等の経費の計上です。

財政課につきましては、始良庁舎本館の空調改修工事費と福祉事務所建設用地を土地開発基金から買い戻す土地購入費の計上です。

税務課につきましては、法人市民税がその主なものでありますが、法人の中間納付された法人市民税が、業績に伴う税額の変更により還付金の増額が見込まれるため、市税の過誤納還付金の計上です。

危機管理課につきましては、さきの東日本大震災から津波に対する市民の防災意識の高揚を図るための地域防災計画策定業務委託料等の経費の計上です。

主な歳入についてであります。県合併市町村一体化促進支援補助金2,800万円、前年度繰越金1億1,233万9,000円、臨時財政対策債1,340万円であります。

次に、企画部関係の主なるものを説明します。

企画政策課につきましては、総合計画策定事業にかかわる印刷製本費、コミュニティ助成事業として3団体への補助金のほか、企画部職員人件費等です。労働諸費は、県の緊急雇用創出事業として、北山校区地域活性化事業に対しての委託料の計上です。

情報政策課につきましては、情報政策課職員の人件費の不用見込み額の計上です。

商工観光課につきましては、くすの湯で使用する重油などの燃料費の計上です。

主なる歳入は、一般コミュニティ事業助成金680万円です。

消防本部関係の主なるものを説明します。

消防総務課、常備消防費につきましては、消防庁舎建設用地取得にかかわる隣接する北側の土地鑑定及び補償調査の業務委託料等の計上です。

警防課、非常備消防費につきましては、さきの東日本大震災による消防団員の殉職に伴う一時補償金に充てる災害補償等責任共済負担金の計上です。

歳入は一般財源のみであります。

議会費、加治木総合支所費、蒲生総合支所費、選挙管理委員会費、監査委員費については、人事異動に伴う人件費の計上です。

総務部の主なる質疑について申し上げます。

質疑、地域防災計画策定業務委託料700万円の計画内容とハザードマップの内容及び活用方法を問う。答弁、津波を想定しての地域防災計画見直しと原発事故における避難について計画に取り入れた。ハザードマップについては、洪水、津波に対応する新たな避難所や高台を載せたマップをつくりたい。また、活用については、海拔マップの配布と電柱に5mとか10mといった標をし、普段から目にすることで防災意識を高めたい。

質疑、法人市民税の還付が多かった理由と、当初予算1,000万円ではなぜ足らなかったのか。答弁、法人市民税の中間納付にかかわったもので、法人は事業年度が6カ月経過した日から確定申告をしま

す。決算時期がばらばらですので1年を通して決算がされ、事業が年度をまたがると歳出還付となります。また、9月20日現在およそ990万円を支出しており、そのほか、市民税、固定資産税も発生します。今後どれだけ発生するか見込めませんので500万円を計上しました。

企画部の主な質疑について申し上げます。

質疑、北山校区地域活性化事業の詳細と雇用人数を問う。答弁、事業目的は学校跡地を交流拠点と位置づけ、地域の自然環境条件を生かし、県民の森・スターランドあいら・伝承館などと連携したイベント等を通して交流人口の増加、定住、移住の増加を目指した事業です。雇用は5人とし、新たな失業者雇用を4人と計画しております。

消防本部の主なる質疑について申し上げます。

質疑、土地鑑定業務の委託先と178万円の積算根拠を問う。答弁、委託先は指名願が出されている業者の中から指名委員会で選定いたします。積算根拠は、県の示している単価にのっとり計上しております。

質疑、消防団員殉職者への一時補償金は幾らか。答弁、一時金は1人当たり2,230万円です。共済負担金は、例年は団員1人当たり1,900円ですが、本年度に限って2万4,700円に引き上げられました。始良市消防団員541人を含む全国約80万人の消防団員数の負担金で賄います。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第63号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）の所管部門については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○副議長（出水昭彦君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「よろしいですか」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

（午前10時41分休憩）

○副議長（出水昭彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時42分開議）

○副議長（出水昭彦君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（出水昭彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○副議長（出水昭彦君） 次に、市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森川和美君） 登壇

引き続き、市民福祉常任委員会に付託されました議案第63号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）の審査と結果を報告いたします。

当委員会は9月28日、30日、10月4日に開催し、関係職員の出席を求め、現地調査を含めて詳細に審査いたしました。

平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）市民生活部の内容を申し上げます。

歳入でございますが、市民課の市民係、県支出金、18ページ、戸籍住民基本台帳費委託金人権の花運動による種子等の購入費を計上。

市民課消費者行政係で17ページ、県支出金の商工費県補助金消費者行政活性化事業費補助金、10分の10の補助ほかでございます。

歳出につきましては、47ページの商工総務費消費生活センターは、事業者に対する消費者からの苦情にかかる相談等の事務で、これに携わる消費者専門相談員等の経費を計上。

健康増進課、38ページ、予防費でございますが、子宮頸がんワクチン接種委託料を計上。日本では性交渉の若年化により、10代での子宮頸がん発生の割合が高くなってきたことを踏まえての実施との説明でございました。

40ページ、塵芥処理費、塵芥処理費は資源物の統一を図るための需用費及び資源物直接搬入受入業務委託料を計上。

41ページの労働諸費でございますが、労働諸費は国立公園再編により霧島・屋久島国立公園が、霧島・錦江湾地域と屋久島地域に分離されることに伴い、イベント開催を実施するための国立公園エコツーリズム拠点整備委託料を計上でございます。

環境施設課、7ページ、第2表債務負担行為補正について、火葬場の候補地が始良市都市計画区域内であることから、都市計画法第11条に基づき、火葬場の位置決定をするための位置決定図書作成業務を委託するための債務負担行為との説明でございました。

以上のような説明を受け、質疑に入り、主なる質疑を申し上げます。

まず、市民課でございますが、質疑、消費生活センターの開設はいつからか。消費者相談等は個人情報も多いと思うが、その管理についてはどうしているか。また、消費者専門相談員の賃金はどのような状況か。答弁、開設は9月1日からです。相談件数につきましては本年4月から8月までに322件、そのうち消費者行政が149件でした。個人情報については細心の注意を払って取り扱っていきたいと思います。消費者相談員の賃金は近隣の自治体を見て決定した金額で、霧島市と同額で、資格取得や経験等で12万円、15万円、16万円と3段階で上げていきます。

生活環境課でございますが、質疑、錦江湾の国立公園指定に合わせてのイベントはどのようなものになっていくのか。答弁、国立公園の指定が1月から2月ごろなので、それに合わせて2月末か3月のはじめに大きなイベントを計画しているところです。前段として10月30日に行われる車エビのつかみどりに「錦江湾さんや浜まつり」と銘打ってやってみようと思っています。クロツラヘラサギシンポジウムについては、クロツラヘラサギは絶滅危惧種で世界で2,000羽しかおらず、日本に200羽飛来してきます。それが松原海岸から須崎の浜に毎年飛来してきます。また、越冬しているという状況もあります。そこで、専門家を招いての講演やワークショップの開催を計画しています。

環境施設課でございますが、このことについては、現地に出向きまして説明を受けながら審査をいたしましたことをつけ加えておきます。

質疑、道路状況について、高速道路のボックスは大型バス等通り抜けにくいのではないかと。また、朝晩の交通量が多く支障があるのではないかと。答弁、普通の大型バスは通り抜けが可能です。交通量につきましても、朝晩は多少込み合いますが、込み合うのは通勤時間帯なので、火葬場へ向かう時間帯とは重なりませんので、支障はないと思います。

質疑、周辺住民の方への説明はしたのか。答弁、自治会長への説明はしました。

質疑、自治会長の反応はどうだったか。答弁、住民説明会を踏まえてからということで、直接の返答はありませんでした。

質疑、選定場所に当たってアンケートはとったのか。答弁、アンケートはとっておりません。

質疑、現在の火葬場の跡地利用はどう考えているか。答弁、具体的にはまだ考えておりませんが、火葬場の跡ということで、利用できるものは限られてくると思われれます。

次に、健康増進課でございます。

質疑、7月に開催された子宮頸がん親子セミナーの参加状況はどうだったか。また、今後の子宮頸がん親子セミナーの見通しと方向性についてはどう考えるか。答弁、蒲生地区15名、始良地区33名、加治木地区49名、計97名の参加がありました。今後の親子セミナーにつきましては、参加が少なくても継続すべきと考え、開催する方向で思っております。

質疑、子宮頸がんワクチン接種助成事業に関しては、11月1日開始であれば、6カ月後の接種は年度が変わってしまうが、助成されるのか。また、ワクチン接種の助成が決定される前に既に接種された方についての助成はどうなるのか。答弁、国は基金を延長するという情報も入っています。市が全部負担する方向で打ち合わせしております。11月1日前に自費で接種された方については、11月1日以降の接種から対象となります。

次に、平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）福祉部の概要を説明いたします。

まず、歳出ですが、障害福祉費は相談支援・地域活動支援センター事業に活用するため、公用車及びパソコンを購入するための経費及び障害者自立支援法改正に伴うシステム改修費の経費の計上。

高齢者福祉費は、シルバー人材センターに対する補助金の減額。

社会福祉施設費につきましては、グループホームの新設や施設のスプリンクラー設置事業に対する介護基盤緊急整備事業補助金及び始良高齢者福祉センターの給水管修繕料の経費を計上。

児童福祉費は、子ども医療費助成事業の医療費扶助の経費、市立帖佐保育所の空調機の取り換えを行う経費を計上。

生活保護費は、最近の景気悪化の影響を受け、失業等により収入がなくなり住宅を失う方が増加する傾向にあるため、住宅手当の利用増に対する扶助費が計上でございます。

歳入につきましては、今回の歳出補正予算に基づき、国庫補助金等を歳入見込み額が計上です。

そこで、質疑を求め、主なる質疑を申し上げます。

児童福祉費、質疑、子ども医療費は当初より不足しそうだが、受診者がどのくらい増加しているのか。答弁、従前の条例のゼロ歳から6歳の子ども1人当たりの助成額で説明しますと、当初1人1万2,000円で試算していたが、補正では1万4,000円で試算しました。受診者は相当数ふえており、制度改正前は一月約1,200人でしたが、改正後は一月約4,200人に増加しております。

障害福祉係、質疑、障害者自立支援法の改正で、移動支援についての同行援護の内容はどういったものが含まれるのか。答弁、移動支援の中身については、移動時及び外出時において障がい者に同行し、視覚的情報の支援（代筆・代読）や、食事、排せつ等の介護を実施します。

質疑、地域活動支援センターのスタートはいつからか。相談員が常駐するようだが、人員の配置はどうなっているのか。相談員にはどのような資格が必要か。また、市内で精神障がいの認定を受けている方の人数はどのくらいなのか。地域活動支援センターは日常的な相談ができるのか。答弁、スタートは11月1日からです。事業は地域支援センターと相談支援業務を併設しており、地域活動支援員として3人以上、相談員として1人以上の配置を予定しております。相談員は相談支援専門員という資

格が必要です。精神障がい認定を受けている方は、精神福祉手帳保持者と精神通院利用者合わせておよそ1,000人ほどです。センターには相談支援専門員を配置することとし、相談支援業務も実施しますので、日常的な相談にも対応します。

長寿福祉係、質疑、シルバー人材センターの職員数はどのくらいか。補助金が半分削られると運営的にやっつけられるのか。国の補助金の急激な減額が支障にならないのか。答弁、シルバー人材センターは職員8名、嘱託4名、臨時職員2名の計14名です。国が合併によって基本的管理部門の経費が減るということでこの制度ができています。ただ、急激に減ると困るだろうと激変緩和措置をとっていますが、あとはシルバーの自助努力も必要であると考えます。今回は市は国と同額を助成しないと、国は市が決めた額に下げるということで、国と同額を助成するための補正であります。国も早くからシルバー人材センターに示しておりますし、先に合併した自治体でも同様の措置がとられております。統合するにはあたっては、それを前提にしておりますので、急激な減額が支障になって運営ができないということにはならないと考えています。

質疑、NPO法人の具体的な活動内容は何か。また、いつから実施して、指導者はどのような活動をしていくのか。答弁、活動内容はスポーツ指導者の育成で、11月中旬に講習会を開催し、12月から受講者がスポーツ教室や介護予防セミナーを開催する予定です。

次に、債務負担行為補正でございますが、このことにつきましてはいろいろ議論ということで、今回、特別に9月4日と5日に、報告書には出ておりませんが、市長及び副市長を委員会に出席を求めて慎重なる審査をいたしましたことをまず報告いたします。

その前に、まず、この審査をする前に文書で通告ということになっておりましたので、5項目を文書通告で申し上げました。1つが、選定委員会のメンバーに透明性がなく市民参加がない。選定委員会での場所選定にあたっての詳細なプロセスを示されたい。他の候補地はどこがあったのか。2点目、現在の道路環境等を考えると、果たしてこの場所は適地なのか。3番目、平成27年に供用開始にこだわる明確な根拠は何か。4、財政シミュレーション等判断基準となる資料も提示されないまま議会に投げかけられており、議員としては説明責任が果たせない。このままでは市民のコンセンサスを得られない。もう少し審議する時間が欲しい。5点目、3施設を同時に建設することは、地元業者への発注を妨げることにかなりかねないのではないか、こういった文書で通告を申し上げて審査をいたし、次のような質疑内容がございました。

質疑、先ほど重複しますことをお許しください。質疑、選定委員会のメンバーに透明性がなく市民参加がない。選定委員会での場所決定にあたっての詳細なプロセスを示されたい。他の候補地はどこがあったのか。答弁、選定委員会のメンバーについては、斎場という特殊な施設であり、候補地についても地権者の了解はもとより、周辺住民の意見等の打診がない中での選定作業となるため、庁舎内でのメンバーとして、各部門の責任者をもつての対応を行っております。また、最終的な選定地は、当時の始良西部衛生処理組合において、建てかえを想定して準備されていた用地であることも重視しております。

質疑、現地の道路環境等を考えると果たしてこの場所が適地なのか。答弁、現在の道路状況は、カーブが多く道路の幅員が一定でないことや、九州自動車道の狭いボックスカルバートを通行しなければならない等の課題があります。一方、斎場を利用する時間帯は一般の通勤時間帯とは重なっておらず、両者が混雑する状況ではないと判断いたしております。今後の道路整備については、地元の意向等も伺いながら、総合的な視点で検討していきたいと考えております。

質疑、平成27年に供用開始にこだわる明確な根拠は何か。財政シミュレーション等、判断基準となる資料も提示されないまま議会に投げかけられており、議員としては説明責任が果たせない。このままでは市民のコンセンサスを得られない。もう少し審議する時間が欲しいとの質疑。答弁、総合計画の住民意識調査において、早目に火葬場を整備してほしいとの意見があるように、個人の尊厳を損なわない厳粛性を備えた設備の施設整備が早急に必要であると考えています。建物につきましても老朽化が著しく、火葬炉、排気ガス処理施設、収骨室、待合室等の設備が充実していないことも大きな理由であります。そのため、財政面では合併推進債及び合併算定がえによる普通交付税の活用を図ることと、他事業の償還金が平成24年度で約1億5,000万円から2億、平成26年度で平均1億5,000万円近頃の償還が終了いたしますので、3事業を行ったときの起債の償還額を確保できることとなります。今回の補正予算の債務負担行為につきましては、斎場建てかえにかかる位置決定の図書を作成する業務委託であり、事業実施年度を確定するものではありません。

質疑、3施設を同時に建設することは、地元業者への発注を妨げることにもなりかねないのではないか。答弁、建設年度につきましては、地元業者を含め、最小の経費で整備できるような発注方法等を検討をいたします。

これらの内容は、市長、副市長の、ほかにもそれぞれ審査議論がございました。詳しい内容につきましては、別紙に添付してありますものをお目通しを願いたいと思います。

以上のような質疑の後、委員から、議案第63号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）の中の、第2表債務負担行為補正を削除する修正を求める発言が出ました。修正を求める理由としては、次のとおりです。

1つ、選考委員会のメンバーに透明性がなく市民参加がない。副市長を委員長とする各部長7名、計8名で構成されており、市民の声が反映されたとは言えない。

2点目、道路計画があいまいで全くないに等しい状態で、この場所での建設を進めると道路の問題等避けて通れない。道路建設にも用地買収を含め莫大な費用がかかることが予想される。

3、3施設の事業を同時に行うと財政面で大きな負担となる。

4、大型事業を同時に行うより、ずらして行ったほうが地元事業者への発注と労働者の雇用の継続が図られ、経済効果が長く持続できる。

5、合併推進債は10年間適用されるので、3施設同時に行わなくてもよいと判断した。

6、3施設の後には学校給食センター、道路、住宅、その他住民要求の事業などがメジロ押しにやってくる。それらの償還についての財政シミュレーションなど議員全体の審議が行われていない。

以上のような発言の後に討論に入り、次のような原案に対する反対討論がありました。

シルバー人材センターについて、国と市の補助金が1,420万円減額されることになり運営が厳しくなります。シルバー人材センターは退職後の雇用の場として、また、年金で暮らせない人の収入にもなっているようです。働く人の生きがいもでき、健康にもよく、医療費の削減にもつながっているというデータも出ているようです。運営できる補助金を確保するため、市の補助金を削減しないよう求めるということを申し上げて、反対討論といたします。

ほかに討論はなく、採決に入り、まず、修正案についての採決を行い、採決の結果、賛成多数でございました。

次に、修正部分を除く原案に対しての採決の結果、賛成多数でした。よって、議案第63号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）については、修正可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○副議長（出水昭彦君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（里山和子君） シルバー人材センターのところでちょっと質疑したいと思うんですけども、シルバー人材センターにちょっと聞きましたところ、平成22年度は5,350万円の補助だったんだそうです。それで23年度が710万円の国と市と両方減りまして1,420万円減りまして3,930万円になるということです。そして27年度には1,420万円ぐらいになるのではないかというような見通しを話しておられました。

このような減り方でいくと、シルバー人材センターというのは働く人たちも生きがいがあるし収入もあるし、経済効果もあるし、税収も入ってくるしというようなこともあるし、たのむ側のほうから言っても働いていたり高齢化になったりすると、いろいろ草取りとか庭木の剪定とかいろんなことで大変喜ばれている人材センターですので、やっぱりうまく経営されていって、市民に喜ばれる施設としてのあり方というのが問われていると思うんですけども、このように、国が減らすのは国会で決まってくるのでなかなかうちの議会では、意見書は出せるんでしょうけど、国が減らすように市が減らしていくということにしないで、市のほうはもとのとおりの補助額にとどめておくと、減らす額を少しでも少なくできるのではないかというふうに思ったんですけども、そのあたりはどのように議論がなされ判断されたんでしょうか。反対討論は堀議員がされているようですけれど、どのような議論になったんでしょうか。

○市民福祉常任委員長（森川和美君） それらしき議論はありましたが、特に詳細の議論はございませんでした。

○副議長（出水昭彦君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（法元隆男君） 始良市は合併新法によって合併した市であります。まことに残念ながら旧法による特例債を受けられませんが、新法においても、交付税の合併算定替えや合併推進債などがあります。この報告書にもありますように合併推進債は10年間というようなことで報告ございますが、そのようなことで、どのような議論が報告以外にありましたかどうか。そして、合併推進債は10年ということではおられますが、これは建物ができるのが10年以内なのか、この辺のところはおわかりになる部分でお答えください。

そして、この計画はやはり財政的な裏づけがなくてはやはりだめだと思いますが、提案された以上はそういった財政的な裏づけがあつての提案だと理解しているわけですが、財政シミュレーション等も書いてございます。財政シミュレーションなど、議員全体の審議が行われていないということでございます。そのようなところで、その委員会の中でこのシミュレーション、財政的な面はどのような議論がなされたかお示してください。（「議長、ちょっと休憩してください」と呼ぶ者あり）

○副議長（出水昭彦君） 暫時休憩します。

（午前11時10分休憩）

○副議長（出水昭彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時11分開議）

○市民福祉常任委員長（森川和美君） ただいまの質疑でございますが、財政シミュレーションを当委員会でもこの債務負担補正、こういう補正については非常に関連があるということで、長期財政計画のシミュレーションを提出していただきながら議論をしたいということを強く申し上げておったんですが、実際に提出されたのは10月4日でございます。そういったことも含めて、もう少し時間的な、そのために、当委員会では採決を送りに送って、10月の5日に採決をしたことも一応お断りしておきますが。合併推進債の件ですが、これは皆さんご承知のとおり10年間保証されているということで、平成20年度から0.9、そして以降、0.7、0.5、0.3、0.1と、いわゆるそれまでに緩和措置がとられまして、少しずつ地方交付税が減らされていくということでございます。

その他いろいろありましたが、何せ資料不足で時間不足等もございました。そこらは皆さんもご承知のとおりだと思っております。何せ資料不足でございました。

○7番（法元隆男君） ということは、財政的な面では裏づけとしてしっかりと精査はできなくてというような部分でしょうか。

○市民福祉常任委員長（森川和美君） そういうことは否めないです。

○副議長（出水昭彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（出水昭彦君） これで質疑を終わります。

ここでしばらく休憩します。10分程度。11時25分から再開いたします。

（午前11時14分休憩）

○副議長（出水昭彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時27分開議）

○副議長（出水昭彦君） 次に、産業文教常任委員長の報告を求めます。

○産業文教常任委員長（笹井義一君） 登壇

引き続き、産業文教常任委員会に付託されました議案第63号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）の審査の経過と結果を報告いたします。

委員会は全委員出席のもと、9月28日、29日、10月4日に開催し、部長以下、担当職員の出席を求め、現地を含めて詳細に審査いたしました。

農業委員会について報告いたします。

今回の補正は、4月の人事異動に伴う人件費2,105万2,000円の減額と、農業委員27人分の作業着制服30万2,000円増額で、補正額は2,075万円の減額です。

農業委員会では、始良市農地基本台帳管理規定を制定して、農地基本台帳の有効活用を図ることとしてしています。

質疑に入りましたが、報告するような質疑はありませんでした。

農林水産部について歳出から報告いたします。

農林水産部の歳出補正予算額は3,989万3,000円の増額です。

農業総務費57万7,000円の減額は給与等人件費。

農業振興費226万5,000円の増額は、3集落の集落営農を推進するための報償費、鳥獣被害防止対策の組織設立を予定している鳥獣被害防止対策協議会への補助金、ソバの生産拡大のモデル地区を育成するそば産地活性化推進事業補助金、農業の持続可能な環境を整え、自然循環型を維持増進するため、環境保全型農業直接支払い交付金です。

農業施設費25万円の増額は、蒲生農産加工センター分室の冷凍庫室外機コンプレッサーの修繕料。

畜産業費204万6,000円の増額は、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ予防の自衛策として、集団消毒を実施する地域ぐるみ防疫・衛生意識高揚対策事業136万2,000円、及び、蒲生畜産研修センター排水路整備に要する経費65万円。

労働諸費810万円の増額は、県に設置されている基金から交付される重点分野雇用創出事業で農道台帳と農業用施設台帳を整備する委託料。

農地費328万4,000円の減額は、給与等558万2,000円の減額と、海岸保全施設維持管理業務委託金の決定に伴う海岸の除草委託料58万円の増額、工事請負費で湯川原地区の事業内容変更に伴う459万円の減額と、イオン始良店付近農道上川屋線の工法変更に伴う200万円の増額、及び県営事業市来原地区の営農飲雑用水施設整備事業を完成までの補完工事費126万4,000円を増額しました。

農地・水・環境保全向上対策事業に追加された2組織に対する負担金、及び用排水路や農道舗装を実施する団体への補助金299万4,000円を増額。

林務総務費664万1,000円の減額は、給与等人件費。

林業振興費315万8,000円の増額は、県道麓・重富停車場線沿いの竹林整備を行う里山林機能回復事業の委託料。

造林事業費1,045万3,000円の増額は、独立行政法人森林総合研究所と分収林契約している蒲生の真黒平地区と小鹿倉地区の山林整備を行う公団造林整備事業の委託料。

治山林道費522万円の増額は、県補助金の追加交付による林道堂園線開設工事と大塚線舗装工事の工事請負費。

災害復旧費1,884万8,000円の増額は、耕地現年災害復旧費1,784万8,000円で、6月と8月の豪雨で被災した農地5カ所と農業用施設22カ所、林道は崩土除去と路肩補修に要する経費100万円を増額。

歳入について申し上げます。

歳入総額は3,184万9,000円の増額です。主な内訳は、耕地災害復旧に伴う分担金と県補助金699万1,000円の増額、農業・畜産振興費189万4,000円の増額、農業費補助金、これは湯川原地区排水事業ほかでございますが、295万7,000円の減額、農道・農業用施設台帳整備のための労働費補助金810万円の増額、育成林整備事業と里山林機能回復事業にかかる林業費補助金508万8,000円の増額、権限移譲交付金の委託金98万1,000円の増額、公団造林整備委託料1,045万2,000円の増額、林業債130万円の増額であります。

質疑の主なものを申し上げます。

農政課関係、質疑、地域ぐるみの防疫・衛生意識向上対策事業で購入する消毒用動力噴霧器及び消毒用タンクはどこが保管管理するのか。答弁、保管先は3地区とも畜産研修センターです。管理は市の担当課で行いますが、高齢者の使用が多いので、消毒作業は関係機関と一緒に計画していきます。

質疑、そば産地活性化事業の耕作面積と収穫量は幾らか。答弁、平成23年度の耕作面積は80 a です。平均収量は10 a 当たり100kgを見込んでいます。平成24年度の計画は夏ソバ50 a、秋ソバ150 a、合計で200 a を計画しています。

耕地課関係、質疑、県市町村権限移譲交付金について、土地改良区の設定、合併、解散は行われたのか。答弁、合併、解散はないのですが、土地改良区の監査資料等をチェックしていますので、それらも含めた金額です。今回の補正は交付金の件数割分の計上であります。

質疑、災害復旧について、今年度の災害復旧件数は例年に比較してどうなっているか。答弁、ことしの災害の件数は昨年と同じぐらいですが、災害復旧事業に該当しない小規模の災害が多く発生しています。そのため委託が多くなっております。

林務水産課関係、質疑、林業施設費で工事請負費から委託費に変更になった理由を示せ。答弁、これはさえずりの森でございますが、当初は管理道路の工事費を、土木積算基準により算出しておりましたが、今回、県との協議により、森林整備と木材を搬出するための3 mの作業路を開設することになりますので、経験と実績のある森林組合に委託するものであります。

教育部について申し上げます。

教育部の補正予算歳出額は4,221万6,000円です。

教育総務事務局費362万1,000円の増額は、職員人件費250万3,000円の増額と賃金並びにファクシミリ購入費の増額です。

学校管理費は4,612万8,000円の増額です。そのうちの小学校管理費は1,704万1,000円の増額。学校施設の修繕見込み額500万円の増額と建昌小学校の樹木撤去費委託料ほか663万9,000円減額し、同校街路整備に伴う南門設置工事ほか5施設整備費で1,782万8,000円の増額であります。

また、中学校管理費は1,986万6,000円の増額で、給与等人件費以外の内訳は、帖佐中ハト駆除委託料30万円の増額、加治木中南側校舎屋上防水工事請負費1,920万円の増額。

幼稚園管理費は922万1,000円の増額。給与等人件費以外の内訳は、産休代替えの保育補助者賃金89万円の増額。

社会教育費は537万6,000円の減額。給与等人件費は864万1,000円の減額、公民館事務補助者賃金と公民館講座にかかる施設使用料298万3,000円及び蒲生の大楠の外周木造スロープ修繕料と、樹勢診断委託料28万2,000円の増額。

図書館費は677万6,000円の減額。職員1人減による給与等880万4,000円の減額、事務補助者賃金155万6,000円と修繕費47万4,000円の増額。

保健体育費は461万9,000円の増額。給与等人件費は380万7,000円の増額、加治木運動場の車どめ等の修理等81万2,000円の増額。

歳入について申し上げます。

歳入総額は2,770万円で、小学校債1,330万円、中学校債1,440万円です。

質疑の主なものを申し上げます。

教育総務課関係、質疑、用務員が私有車で総合支所等へ書類等を届ける場合、燃料費として支給するということであるが、その際に出張命令を出すのか。答弁、用務員が総合支所等へ移動する場合は、

旅行命令ではなく別勤命令簿を使用しています。8km/L、1L当たり8kmの相当分で計算して支給します。給油は公用車と同様に給油券で燃料を入れることになります。

質疑、備品購入費でファクスを40万円で購入とあるが、A3サイズの受信ができる機能が必要なのか。メール等で対応はできないのか。答弁、ファクスの定価は70万円です。実際の金額として40万円と見込んでいます。メールでの対応もしていますが、図面等、紙のデータをファクスで送付する場合がありますので必要と考えます。

質疑、建昌小学校の工事のめどはどうなっているか。答弁、建昌小学校の工事は、9月議会終了後、街路整備の工事との調整もありますので、工事終了は12月末ごろから来年3月ごろまでの予定です。発注は市内業者の指名競争入札になります。

社会教育課関係、質疑、蒲生の大クス樹勢診断委託料について、個人の樹木医から鹿児島県森林組合連合会へ変更となったが、診断も詳細になったのか。答弁、今までは診断後に後日作業をしていましたが、森林組合連合会の調査員2人が来ることにより、診断後、軽微な作業であればその場で作業することができるようになっております。

図書館関係、質疑、職員の中で司書は何人いるのか。答弁、中央図書館には臨時職員を含めて16人の職員がいます。正規職員は4人で有資格者は1人です。長期臨職9人、短期臨職2人で、司書の有資格者は9人です。

質疑、正規職員が臨時職員になっても業務が成り立つということであれば、職員と臨時職員についてどのように考えているのか。答弁、鹿児島県内の図書館では、指定管理者制度のところは5カ所あります。行革の一環で、民間にできるところを検討することも必要であり、臨時職員の司書を雇用するなど、効率を上げて経費削減に取り組んでいます。

保健体育課関係、質疑、始良市総合運動公園歩道に埋設している水道管がたびたび破損している。上水道であれば漏水対策の担当部局は水道事業部ではないか。答弁、県道から上は総合運動公園敷地内のため、市の管理となり、漏水については保健体育課で管理しています。

質疑、漏水は何らかの原因とあるが、原因は特定できていないのか。答弁、岩盤の上にVP管を通しています。高所へ上げているため原因ははっきりしていませんが、管が縦に裂けるということです。

質疑、距離はどれくらいなのか。毎年修繕があるようだが、今後も漏水の可能性はあるのか。答弁、距離は800mです。上にタンクがありますので圧力がかかった状態です。今後も漏水するようであれば改善策を検討したいと思います。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第63号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）のうち、産業文教常任委員会に付託された議案は、全委員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業文教常任委員長の報告を終わります。

○副議長（出水昭彦君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○13番（里山和子君） 図書館の人件費ですけど、職員1人減で給与が880万4,000円減で、臨職を入れて155万6,000円というふうになっておりますけれども、この職種はどういう職種だったんでしょうか。

○産業文教常任委員長（笹井義一君） そこまでは調査しておりません。減の職員はということですね。司書は1人しかおりませんので一般職員だったと思いますけれども、そこまでは調査いたしておりません。

○13番（里山和子君） 臨職で十分対応できるというふうに考えておられるのかどうかということあたりの議論があったのかということと、ちょっと質疑が出ておりますけれども、職員を臨時職員にかえたということみたいなんですけれども、行革の一環としてこのようなことがされるということだったのかですね。このような図書館でも、その職種にもよると思うんですけれども、このように職員を臨職にかえていくということで、大変問題があると思うんですけれども、そのあたり委員会の議論はどうだったのか、もう少し詳しくお知らせください。

○産業文教常任委員長（笹井義一君） 正規職員を臨時職員にかえていくということで雇用の場が、正規職員としての雇用の場が失われているのかと、そういうこともございます。しかし今、結局、何といたしますか、職員の適正化とかさまざまな検討がこれからなされていく状況の中でございますので、その辺は議論の中には出てきておりませんけれども、やはりしっかり見守っていかねばならないところではあると思っています。

○副議長（出水昭彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（出水昭彦君） これで質疑を終わります。

○副議長（出水昭彦君） 次に、建設水道副委員長の報告を求めます。

○建設水道常任副委員長（堂森忠夫君） 登 壇

引き続き、建設水道常任委員会に付託されました議案第63号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）の審査の結果と経過を報告いたします。

委員会は、田口委員長が欠席のため6名の委員の出席のもと、9月28日と10月5日の両日開催し、部長以下、担当職員の出席を求め、現地を含め審査いたしました。

水道事業部について報告いたします。

簡易水道事業費の人件費27万5,000円の減額は、4月の人事異動に伴う1名分の給与、職員手当等と共済費です。

次に、農業集落排水事業費の人件費5,000円は、4月の人事異動に伴う1名分の通勤手当です。

質疑に入りましたが、特に報告するような質疑はありませんでした。

建設部について報告いたします。

今回の歳出補正予算は、主に社会資本整備総合交付金事業及び災害復旧費の増額です。土木費で8,700万円の増で、総額32億5,487万7,000円となります。また、労働費の中で、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の活用による公園委託料があります。

歳入については、公共土木施設災害復旧費負担金、社会資本整備総合交付金、地方債及び一般財源で対応しています。

労働費については全額県補助金です。

労働諸費、委託料2,644万4,000円のうち310万8,000円は、緊急雇用創出事業における観光公園整備事業の委託料です。事業の趣旨は、現下のこの厳しい雇用の問題、失業情勢にかんがみ、中高年齢層の失業者4人を3カ月間雇用し、生活の安定性を図るというものです。仕事は、公園の台帳の整備や軽微な遊具施設の補修などです。なお、この事業の補助金の補助率は100%です。

土木総務費、使用料及び賃借料14万7,000円は、測量に使用する光波距離計のリース料です。

道路維持費、委託料331万5,000円は、始良市シルバー人材センターに委託する市道の草刈りなどの道路維持作業委託料です。

工事請負費1,300万円は、久末・薄原線の法面復旧工事などの工事請負費です。

道路新設改良費、委託料539万円は、松原下～県自動車試験場前線ほか2路線の測量設計と用地調査業務委託料です。

工事請負費6,418万円は、木田本通線などの社会資本整備総合交付金事業の工事請負費です。公有財産購入費448万円は、高樋～宮島線と青木水流橋～新開橋右岸堤防線の土地購入費です。補修・補てん及び賠償金197万1,000円は、道路改良工事で支障となる電柱移転費用です。

土地区画整理費、役務費32万5,000円は、換地処分に関する通知書や区画整理登記に関する通知書など、必要とする後納郵便代と切手代です。

公園費、原材料費100万円は、始良地区の八日町公園のフェンスの取りかえです。この公園は設置して既に33年経過しており、フェンスの下部の腐食が激しく危険であることから、新しく高さ1.2m、延長165mのフェンスの設置を計画しています。

街路事業費、旅費5万4,000円は、福岡市の九州地方整備局で行われる都市再生整備計画の事後評価にかかる相談会に2名の職員が出席するための高速バス代と宿泊代です。

建築住宅管理費、需用費300万円は、市営大山団地A棟401号ほか9戸、全10戸の室内改修を行うものです。現在、空き家になっており、次の入居者を迎え入れるために行う内装改装費です。工事請負費130万円は、昭和37年に建設された加治木地区にあります市営竜門住宅1棟2戸66m²の解体工事の費用です。

住宅建設費、負担金補助及び交付金1万5,000円は、蒲生地区の大迫団地におけるメーター口径を13mmから20mmに変更するためのものです。

現年土木災害復旧費、職員手当等48万円は、維持係職員の時間外勤務手当です。工事請負費513万7,000円は、梅雨前線豪雨による楠木坂線の補助事業と中甌～大川平線など3件の単独事業災害復旧工事請負費です。

次に、歳入について申し上げます。

公共土木施設災害復旧費負担金の169万2,000円は、楠木坂線の災害復旧に対する事業費の3分の2の国庫負担金です。

次に、道路橋梁費補助金の3,533万8,000円は、木田本通線などの社会資本整備総合交付金事業の事業費に対する10分の5.5の交付金です。

道路橋梁債の3,910万円は、社会資本整備総合交付金事業の歳出に見合う起債額です。

質疑の主なものを申し上げます。

都市計画課関係、質疑、観光公園整備事業における緊急雇用創出事業の4名の失業者はどのような取り扱いで失業者を選定するのか。答弁、シルバー人材センターにおいて、この事業が新しく始まる

ことで、現在失業したという方を対象に募集をかけまして新規雇用をしていただくものです。

質疑、公園費、原材料費の100万円、八日町公園のフェンスが33年経過して非常に危ない状況にあるかと思う。耐用年数、そういった基準はないと思うが、これまで点検を行ったことがあるのか。ほかの公園をあたってみてどうだったのか。調査の内容を示せ。答弁、年で2回以上公園の点検を行っています。八日町公園のフェンスの腐食は認識していましたが、今回、自治会から要望書が提出されるなどし、改めて再確認をした結果、公園の周囲165mのフェンスを取りかえるということで計上させていただきました。

土木課関係、質疑、現年土木災害復旧費だが、何件査定を受けたか。また、市の単独災害復旧工事は3件ということだが、その3件以外に災害はなかったのか。答弁、査定を受けた災害は楠木坂線の1件です。この1件と、市の単独災害復旧工事3件は擁壁を積むなどの工事を行わなければならないものです。あと、土砂崩れの除去だけのものが数件ありましたが、工事は行わなくてもよいとの判断をし、工事請負の計上はしていません。

質疑、工事の発注のあり方について、旧蒲生町は過疎債いろいろで仕事をし、蒲生の業者だけで入札が行われていた。合併をしたがために、B級しかない蒲生の業者の方は、現在、相当苦勞されていると解釈する。そこで、例えば、加治木地区のA級の業者と蒲生地区のB級の業者とベンチャーをし、お互い始良市民のために切磋琢磨するというような考えはないか。答弁、発注のあり方の件は、ランク別にいろいろ公平にといいますか、発注回数を小さく割ったり、分けて発注したり、皆さんに仕事が行き渡るようにしているつもりでございます。ベンチャーの件とかランクのつけ方については、担当部で回答ができない部分もございますので、指名委員会の中で、またそういう話ができればと思っています。

質疑、道路新設改良費、委託料、松原下～県自動車試験場前線測量設計は、始良警察署移転に伴う道路拡幅のためのものか。それと公有財産購入費、高樋～宮島線40m²と、青木水流橋～新開橋右岸堤防線50m²は非常に面積が狭いが、これは何のために購入するのか。3点目、道路維持費、工事請負費の中の池島地内水路招き扉補修工事について説明を求める。答弁、松原下～県自動車試験場前線の測量設計は始良警察署関連のものです。試験場の入り口から西に試験場側のほうに広げるものです。道路幅は片側3mで歩道を含め9mの幅員となり、延長は約100mとなる予定です。次のご質問の土地購入費、高樋～宮島線40m²は、職業訓練校の反対側の田んぼを造成で埋められるということで、現在、高樋～宮島線の交差点の改良を行っていますが、それに関連するような近い場所ですので、造成をされる前に取得をしておきたいということで購入するものです。青木水流橋～新開橋右岸堤防線50m²の土地購入は、白金橋の右岸側にビルが建っており、今回測量をしたところ、道路が民地のほうに入っており、今の状態から境界のところガードレールをすると幅員が狭くなるということで、所有者の方の協力を得て用地買収をさせていただこうと思いついて計上させていただきました。次に、池島地内水路招き扉ですが、これは排水路の扉で、川が増水して水が逆流しないようにするためのものですが、ちょうつがいの部分が腐食して機能しない状態になっていますので、早急に修繕しないといけないということで計上させていただきました。

質疑、青木水流線の用地買収、これは現状維持の道路は確保できるのか。それから災害復旧工事の件、雨災害ということだが、今回の9月補正まで復旧しなければならない道路をそのまま放置して通行に支障はなかったか。市民の安全を考えれば、できるだけ早く復旧工事をするのが行政としての責務を果たすわけではないかと考える。答弁、1点目の質問ですが、議員言われるとおり、現状維持

の道路は確保できる予定です。2点目の質問ですが、災害の査定が8月にあり、今回の9月補正ということになりました。通行動めにしているのは楠木坂線のみであります。常時利用されているのがJAの堆肥センターの関係者の方ですが、逆からもセンターに行けますので、迂回路を通ってもらっています。

質疑、市道整備で要望かれこれ何件出て、積み残しが何件あるのか。総体的にはどうか。また、これらの要望をこれまで漠然と受けていると思うが、できないものまでを抱えるのではなく、例えば地権者の合意が得られないものとか、市の計画道路、地域から要望が出たもの、個人から要望が出たものとか分けることで、ある程度件数を絞られると思うがどうか。答弁、本年度は8月末時点で43件要望が出て、処理済みが5件です。総体では昨年の要望は125件出て、43件処理しています。3カ年の要望で188件のうち、処理済みが74件です。合併してからいろいろな要望があります。要望の内容を我々が緊急性、必要性を考えて選定する場合、優先度とかあります。今後、いろいろな方面から意見を聞いたり、調査しながら、細分割というか、そういう分け方を考えていきたいと思います。少しでも多く要望にこたえられるような形の事業の進め方を考えていきます。

区画整理課関係、質疑、保留地購入者事務連絡用後納郵便代280件となっているが、今現在の保留地の件数は280件と解釈していいのか。答弁、保留地の全部の件数は281件です。現在保留地として販売できているのが9月末現在で213件販売いたしました。販売総額は7億2,545万683円になります。280件となっておりますのは、通知が1回で終わらないことを想定して計上しています。

建築住宅課関係、質疑、市営住宅修繕料の室内改修について、改修内容と1戸平均30万円の積算根拠、それとこれら修繕料の発注の考え方を示せ。答弁、改修内容は、台所、脱衣所、玄関フロアの床の張りかえや、壁の塗装・張りかえなどを見込んでいます。1戸当たり30万円の積算根拠は、各部屋の改修内容に応じ、シルバー人材センターからどのぐらいの費用がかかるかの見積もりをもらい、この予算要求をさせていただきました。改修を実際に行う段階になったときは、3社以上の見積もりをとりながら、改修箇所に応じて発注します。その場合、トータルで発注する場合もあれば、それぞれで発注したりもします。発注先は市内の専門業者をお願いしたりします。

質疑、工事請負費、市営住宅解体工事、この解体を行った後の土地利用の計画を示せ。答弁、この竜門住宅の跡地は、東側の山のほうに落石防止さくがあります。これは治山事業で行われておりますので、実際そこにまた建物を建てるとなると、がけ条例などの適用を受けますので、そのまま利用するのは難しいのではないかと考えています。本年策定する住宅マスタープランの中で、今回、解体予定の竜門住宅、ほかの団地、これから先、解体して更地ができる団地につきましても、跡地利用などについて位置づけていくつもりでございます。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第63号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）のうち、建設水道常任委員会に付託されました議案については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で建設水道常任委員長の報告を終わります。

○副議長（出水昭彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（出水昭彦君） 質疑なしと認めます。

それでは、暫時休憩いたします。昼食の休憩を入れますので1時30分から開催したいと思います。

(午後0時15分休憩)

○副議長（出水昭彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時28分開議)

○副議長（出水昭彦君） これから討論を行います。討論はありませんか。（「議長」と呼ぶ者あり）
討論がございますので、まず、1、原案に賛成者の発言を許します。

○11番（竹下日出志君） 私は、原案に賛成の立場で討論します。

議題となりました議案第63号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）について、総務、産業文教、建設水道常任委員長の報告は原案可決であります。市民福祉委員長の報告は修正可決です。市民福祉委員会では、議案第63号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）の予算書、7ページの第2表債務負担行為補正を削除する修正案を賛成多数で可決されました。そこで、債務負担行為補正に賛成する討論をいたします。

総合計画の住民意識調査におきまして、早目に火葬場を整備してほしいの意見がありますように、個人の尊厳性を損なわない尊厳性を備えた施設の整備が早急に必要であると考えています。現在の建物につきましても老朽化が著しく、火葬炉、排気ガス処理施設、収骨室、待合室等の設備が充実していないことも大きな理由であります。そのため、財源面での確保ができれば早くサービスの向上を図ることも行政の役割と考えます。

火葬場は都市計画法第11条において都市施設として位置づけられ、また、建築基準法第51条において、新築、増築の場合は都市計画法の位置決定が必要であり、また、都市計画法第19条第3項では、都市計画位置を決定しようとするときは、あらかじめ県知事と協議しなければならないと定められております。

そこで今回の補正予算の債務負担行為につきましては、斎場建てかえにかかる位置決定の図書を作成する業務委託、平成24年度までの限度額687万円の債務負担行為の補正計上でありますので、原案に賛成であります。

以上で賛成討論とします。

○副議長（出水昭彦君） 次に、2、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

○9番（森 弘道君） 私は、修正案に対する反対討論を行いたいと思います。

○副議長（出水昭彦君） すみません。ただいま2番の原案及び修正案に反対者の発言の許可でございます。その項でよろしいでしょうか。（「ちょっと休憩」と呼ぶ者あり）暫時休憩します。

(午後1時31分休憩)

○副議長（出水昭彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時33分開議)

○副議長（出水昭彦君） ②の項についての発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（出水昭彦君） 次に、3、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（出水昭彦君） 次に、4、修正案に賛成者の発言を許します。

○15番（堂森忠夫君） 債務負担行為修正の案に賛成の立場で討論に参加します。

去る10月5日において松原小学校、消防署、斎場のPFI事業による建築の計画について、PFI事業の発注ではなく、地元業者へ発注の請願を審査した結果内容では、大型3工事同時スタートは、始良市の活性化には反映しない。仕事は一気にできないので、目の前に仕事はあるのに、地元業者は受注をできないような状況に陥る。2年間の間に3物件の箱物をつくる価値より、仕事が先に続く流れのほうが元気の出る始良市を築き、その価値のほうが市の発展に貢献するのではというような意見が出ました。

合併推進事業債の内容によると、合併後の10カ年における条件は同等の率であるとのこと。市長にはよき指導者で市民のよき理解者と支援者として、一步ごとに確実な前進を望みます。火葬場建設については、過去において建設願の陳情もない中で、また今回初めて議会で本格的な議論となった状況であり、建設のゴーサインを出すには早いと私はとらえています。

また、全体像がぼけた状態でありますので、公的判断をするには議論を必要とする中であるのに、なぜ市長は火葬場建設問題を市民に投げかけないというところから、市長権限で建設を急がれるのか私にはいまだ理解できません。公的な新市長の立場としては、合併後に取り組む事業としての優先順位は、旧吉田町のごみ焼却場を速やかに解体作業に取り組むことが、環境を重視する社会状況では納得のいく行政運営であり、今までお世話になった鹿児島市に対してのお礼を込めて解体に取り組むことを優先すべきであったと思っています。

さらには、市民からの陳情が出ている弓道場の建設は議会でも了承している物件であり、優先すべき判断をするのが公的位置の市長の取り組むべき姿であると思います。形のないところから形をつくるには、社会全体が納得のいく道理にかなった手順を積み重ねて実施することが公的な業務であると察します。

現在、市長は火葬場建設に頭が集中していますが、7万5,000の人口を誇る始良市の指導者としては、小さな器の中でもがいているように私には見えてきます。私は、市のトップとして、今、日本はどんな状況か社会全体を把握し、大局的判断ができる器を整えていただきたいです。器を大きくすると、今、市長が作りたい火葬場建設を優先するのではなく、市民が一番願っている事業を取り組みながら、それに並行して市民が納得のいく火葬場建設に向けて議論を深めるならば、今以上の施設が企画実施できることが理にかなった取り組み姿勢であると思います。

市長は合併特例の利点を生かした運営を述べられるが、公共工事はすべて税金であります。市長の提案を採択すると、地元建設業者には仕事が回らず、事業所得税は売り上げが減少して納税額も下がり、市の経済が苦しくなる方向への姿勢を招くこととなります。市民の血税は減少して、総体的には財政担当は厳しい状況へとなることを予測いたします。財政も大事だが、さらに重大なことは、合併時の公的立場の市長としての姿勢をただすことが先だと思っています。

最近の市長としての言動、行動は私的角度の対応が目立ちます。議会承認を得ていないのに、市民

団体やマスコミに対しての対応発言は傲慢な私的感覚のあらわれではないでしょうか。

また、火葬場は迷惑施設だから今の場所以外に場所がないような考え方で発言を市長はされますが、市民はどのように反応するでしょうか。市長として慎むべき発言ではないでしょうか。市長が迷惑施設と述べることは差別行為であり、施設で働く人たちには申しわけない思いがいたします。利用する市民を交えての火葬場選定委員会を発足させて、場所設定は会に委ねるならば、市長が心配しなくても迷惑施設的な問題は解決すると思います。市長として、公的位置から判断するならば、結果的にはPFIを採用するかの判断は、業者に依頼せず、自分が勇気を出して決断するならば、1,000万円以上の税金をほかの事業へ生かすことができたはずで、自分の顔を汚すことはしたくない、そのような甘い考えで議会に承認を求めることは許せない行為であります。

私は始良市の議員として、市長に、私的な考えを優先した公私混同的な行政運営を断ち切る勇気を求めます。市長の考えは、民間企業の私的感覚が強いワンマン社長と変わらないような気がいたします。

今回の委員会採決結果が出ると、私的志向の行動を優先し、市長が各議員に電話をする行為は、公的位置の市長の立場としてはしてはならない行為であります。自分にとって都合のよいように周りを染めようと個人的な発想で行動する自体が傲慢で私的行動であることを証明しています。議会の流れに素直に従うことが、公的な位置を全うする市長の立場であると察しますが、皆さんどうでしょうか。

今回のこのような公私混同的思考での行政運営は、不正行為的な方向へと発展いたしますので、今後の市政運営をただ意味から、この議会で私的感覚を優先する運営は阻止すべきであります。火葬場と松原小学校を一緒に提案すれば、議会は承認してくれるというような私的な考えを優先した提案の仕方は、今後の始良市行政運営に悪影響を与えますので、今の早い段階で、公的な運営を築くことができるように反省を求める意味もこの議会にはあります。市長が公的な運営に従い、早い時期から火葬場選定委員会の結成報告や経過を9月議会前までに議会へ提出して進行しているならば、多少は前進していたと察します。すべて公私混同した市長の傲慢な行政運営の中での火葬場建設に関する事業内容運営には問題があることを組織管理に携わる一人の意見として指摘いたします。今までの議会軽視は控えていただき、この議会で公的な位置である市長の立場を素直に受けとめて、議会と二人三脚で行政運営を築き、市民の代表である議会が納得できる事業に取り組むことを市長に求めます。それでない、職員は仕事をスムーズに進めることが難しい状況に陥ります。

よって、今後の始良市と行政運営を反映させるためには、今回の債務負担行為を認めることはできないことを私は強い決意を持って決断いたしました。

以上で債務負担行為の修正案に賛成の立場の討論を終わります。

○副議長（出水昭彦君） ほかに討論はありませんか。

○23番（湯川逸郎君） 私は、議案第63号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）の債務負担行為補正について、原案に賛成の立場で討論を行います。

始良都市計画火葬場にかかわる位置決定図書作成等業務委託に伴う債務負担行為補正については、現在の西あいら斎場は、始良町、加治木町、蒲生町、溝辺町の旧4カ町による一部事務組合によって、昭和47年8月より建設に着手し、昭和48年3月、完成いたしました。昭和48年10月5日、吉田町の組合加入により、5カ町で運営がなされてきました。当初火葬炉2基、汚物炉1基、再燃炉1基であ

りましたが、その後、昭和51年に火葬炉が1基増設され、昭和61年に収骨室、収灰装置、平成4年に便所の水洗化、平成11年に待合室改良、便所の男女区分、その後も火葬炉の改修等を重ね、新市に引き継がれております。その間、町民の方々から斎場建設を望む多くの意見等が寄せられました。

また、斎場建設等の計画もありましたが、ごみ処理施設である一般廃棄物最終処分場、ごみ焼却施設の建設が先行し、補助事業のない斎場建設は厚生省の負担が増大することによって建設が行われず、現在まで供用開始から38年が経過し、劣化が進行しています。

また、この地は、収骨室、プラットホームの増改造工事で、当時始良町住宅課と協議打ち合わせにおいて土砂流危険地域であることで、消防法に基づく外壁工事が必要であることも指導を受けております。これまで斎場建設の財源が各町の負担でありましたが、新市となり、合併推進債及び合併算定替による普通交付税等の活用を図り、早急に設備全体の建設を行うことが必要であると思っております。

また、高齢化社会の進行により火葬件数の増加も予想されるために、個人が人生の最後に尊厳と安らぎを感じられ、遺族や会葬者の心情に配慮した心安らぐ空間のある近代的な施設を整備する必要があると考えて、原案に賛成の討論といたします。

○副議長（出水昭彦君） ほかに討論はありませんか。

○9番（森 弘道君） 私は、修正案に対する反対討論を行います。

まずはじめに、今回の火葬場の債務負担行為についてでございますが、議会に対しまして十分な説明と資料提供がなされないままに作業が進められたことが執行部の大きな欠点であると、私はこのように感じております。市民福祉委員会の要請があつていろいろな資料提供や説明がされている、そういうことは初めから議員全員に配付をされて説明をされるべきであつたなど、そのところが欠けておるのではないかと感じております。十分な説明と資料不足、舌足らずのところもあつたことは、議員全員がそう思っておられるのではないかと、このように感じております。十分反省はされまして、今後は議会对応をしていただきたい、このことをまず申し上げます。

次の点を申し上げまして、反対討論といたします。

1つ目、現在の火葬場は昭和48年建設で、老朽化が進んでおります。人間の尊厳、人生の最後を見送る施設としては、お粗末で、不自由を感じております。市民だれもがこのように感じております。このことを市長は、市民の声、要望としてマニフェスト（政権公約）に斎場と消防署を掲げ、多くの市民の賛同を得て、始良市の初代大統領になられました。市長は、市民に対する公約実行ということが課されるわけでありまして、我々議員とは責任の度合いが違います。

2つ目には、財政の面であります。財政シミュレーションの資料説明を受けました。市長の意図するところは、合併後の5年間は合併推進債や合併算定替の交付税があるうちに有利な時期に実施したほうが一般財源の負担も少なく、他の事業にもあまり影響が生じないことを判断されてのことだと理解いたします。また、現在の各種事業の起債の償還が昭和24年度で1億5,000万円から2億円、平成26年度で1億5,000万円近くの償還が終了することとも視野に入れたものと考えます。

3点目、実施時期についてであります。計画の実施時期については、現在の国の東日本大震災の重大な局面に対しまして今後いかなる事態が地方に及ぶかわからない状況の中、今後社会情勢、始良市の財政状況を十分精査した上で実行していただきたい、このことは了解されております。

4点目、候補地についてであります。5つの候補地の中から選定をされて現在の隣地が適当とい

う判断をされました。これは十分理解をいたします。他の場所をとということもありますが、住民の理解、周辺の同意や地権者の同意、こういったことを考えた場合には相当な期間を要し、果たしてそれが実現可能かどうか、保証はないわけでありまして、結局のところ議論倒れになるのではないかと心配するところです。（仮称）松原小と一緒に、市有地があるわけです。周辺の道路については、高速道路が先にできまして、その後に火葬場ができた関係で、高速のガードは狭くなっております。道路整備については、可能な限り地元の要望等を踏まえ、総合的な視点で検討するということですから理解をいたします。

5点目、建設に伴う地元業者に対する対応であります。始良市内の団体から請願書が出ております。最小の経費で整備できるよう工区割りの方法など発注方法の検討をして、市内業者の育成にも配慮をしていただきたい、このことは了解されておると思います。

6点目、今回の債務負担行為については、火葬場の都市計画維持決定するための債務負担行為であり、このことが直ちに事業実施年度と定めるものでもありません。地方公共団体が処理する事務事業は、多種多様であり、これを直ちに支出する必要はないけれども、将来には支払い義務を負わなければならない事態が生ずることも避けられない行政目的もあります。そのためにはあらかじめ予算で、債務負担行為として定めておく必要があります。例えば、年度内に工事の完成が明らかに見込めない場合には、翌年で繰越明許という法的手続が必要であるのと同じで、債務負担行為は、自治法第214条の規定によるものです。今後十分精査をされて、実施計画が示されてくるわけでございますので、その段階でしっかりと議論すればいいのではないかと考えます。

以上、反対討論といたします。

○副議長（出水昭彦君） ほかに討論はありませんか。（発言する者あり）その点につきましては、先ほど説明したとおり1から4までいきまして、そのほかはほかの討論、ここの項で立場に関係なく、挙手の順でやっていきます。

○19番（神村次郎君） 私は、修正案に賛成の立場で討論いたします。

財政的な立場で少し議論をしてみたいと思います。4つの施設を同時につくるという状況ですが、消防庁舎を10億5,000万、一般財源が1億500万、合併推進債が9億4,500万、するとお金を借りますので、元金が9億4,500万、利子が2億3,000万、そうすると元利を含めた返済額は11億7,500万になるようになります。このうち交付税に算入されるのが40%です。ここから一般財源が必要な額を算出をしてみますと、当初、最初の事業費の中で申しあげました一般財源が1億500万円です。それから、元利返済が7億500万ぐらいになります。合計をしますと、消防署だけで一般財源が8億1,000万になります。

このように計算をしていくと、斎場が9億7,000万の総事業費で、一般財源が7億5,400万円になります。それから、松原小学校は国庫補助金を導入しますが、総事業費22億です。ここが交付税が少し変わりますが、70%になりますが、一般財源の総額が15億になります。そして、給食調理場を計画をされておりますが、これが一般財源が7億3,200万になります。縮めて4事業の総事業費が48億5,500万円です。このうち実質の一般財源の必要額が37億になります、約38億。大方すごい一般財源を投入をすることになります。

そして、27年から5年かけて交付税が減額をされていきます。合併算定替で、22年度から80億と

いう普通交付税の額は27年が78億ぐらいですか、28年が76億、それから29年が74億、30年が71億、31年、ここが最後の年になりますが、69億になります。

そして、一方、算定替でいきますと、68億でいくんですか、ずっと22年から32年まで計算していますが、なります。差額が平成22年12億です。これが26年まで続きます。12億ですが、平成27年に差額は10億8,000万、それから28年が8億4,000万、29年が6億、平成30年が3億6,000万、31年が1億2,000万円の差額になります。これは差額です。合併算定替と一般算定替のですね。

そうしたときに約90億の差額があります。3点セットで元利償還をしていきますが、この額が平成25年1億8,000万、26年で1億1,000万ですか、22年で2億3,000万、平成28年2億3,000万、あと大体2億2,000万から2億3,000万という数値を当局のほうも計算をしていらっしゃると思いますが、そこで3事業同時に施行することで、22年度の一般財源を比較をしてみますと、一般財源が減る額が、平成25年1億8,000万、平成26年1億1,000万、平成27年3億5,000万、平成28年度5億9,600万、平成29年8億3,000万、平成30年10億700万、平成31年13億、平成32年、ここまで計算をしていますが、約14億一般財源が減額になります。この減額をどこをカットするのかという議論になります。

私は、今回出された決算を見てみますと、義務的経費44億、人件費、扶助費、公債費あります。投資的経費34億あります。この中に普通建設事業費20億あります。その他の建設物件費、維持補修費、積立金、繰出金などがあります。どこを減らすのか、明確にしてほしいと思っておりますが、以上のようなことで一般財源の費用が38億ぐらいかかるようです。私は、幾つか計算をする中でどんなやり方があるのか、そのことも当局と一緒にしたいということなので、そういったことも考えてみましたが、私は、交付税措置というのは合併をされたので特別な交付税の措置がありますけど、ご褒美だと思っています。合併をしたので、ご褒美は積み立てをして、そういう事業を展開をするのであれば、これは先ほど差額12億と申し上げましたが、12億しなくてもいいんですが、かなりの基金へ積み立てると、そういうこともしなければならぬと思っています。その後に事業をいつ実施をするか、そのことが必要だと思っています。どれぐらい蓄えをするか、30億ぐらいはためないといけないんじゃないかと、私は思っています。

そして、今後懸念をされることがあります。大きな事業が幾つか想定をされると思います。まちづくり計画の中にも出てくるのかもしれませんが、コミュニティープラントを抱えています。申請待ち、今経年が相当たっていますが、これの建てかえも必要になると思います。そして、始良のコミュニティープラントも計画をされなければならないとします。これは新しく建てかえて、同時に運転をしながら、新しいものをつくっていくと、そういうコミュニティープラントの事業も必要になると思います。

そして、総合庁舎が2つございます。耐震の設計はしてありませんし、危ない状況であります。総合庁舎の建てかえなどはないのか、そしてこの3事業を実施するにあたって今の事業場所でいきますと、道路の事業も出てまいります。道路は用地買収から工事を施行する、そして消防署の先日の一般質問でしたか、議論がありましたけれども、消防署の建て増しの用地費2億ぐらいかかるようであり、道路事業、そして今申し上げましたコミュニティープラント、総合庁舎の建てかえ、幾つか大きな事業がこの経年の中では出てくると思います。その事業をどうするのか。

そして、私は懸念材料がもう一つ、経済状況の問題であります。東北震災を受けて、普通交付税がこのままもち得るのか、合併推進債40%ですが、これもこのまま維持をできるのか、幾つか課題があると思います。そして、世界的にはユーロ圏の問題もあります。そういった問題を幾つか、そういったものも事業を執行するにあたっては考えなければならない課題だと思っています。

そういうことからいいますと、まだ幾つか申し上げたいんですが、もっと3事業を同時に施行するんであれば、もっと慎重に議論をすべきであると、慎重に検討すべきだと、そして市長はけさでしたけれども、ずらして事業を実施をするなどということをおっしゃいましたが、きょうこういう議論が行われることを前提に言われたのかもわかりませんが、私は事業をずらして実施をすることが、始良市にとっては他の事業を実施をすることも必要ですので、ぜひずらして事業を実施することが。

○副議長（出水昭彦君） 時間になりましたので。

○19番（神村次郎君） 必要だと思っています。そういう修正案に賛成の立場で討論いたしました。ありがとうございました。

○副議長（出水昭彦君） ほかに討論はありませんか。

○13番（里山和子君） 修正案に賛成の立場で討論いたします。

債務負担行為の補正が時期尚早で、非常に唐突なものであるということがまず1点です。8月の中ごろでしたか、全員協議会でPFI事業ではやらないということが議員に公表されまして、それから起債方式でやるということになったわけでしょうけれども、9月の一般質問の中で、ようやくおぼろげながらどういうことになるのかなということがわかってきた中で、その9月議会の中にきちんと財政シミュレーションの説明もない中で債務負担行為の補正が、火葬場の位置が変更になるための申請が要するというので、債務負担行為がその予算の中に忍ばせてあったということが、あまりにも議会軽視ではないかということが非常に腹が立つ点でございます。

この（仮称）松原小学校、火葬場、消防署、それから学校給食センターもですけれども、総事業費が約49億円で、起債総額が34億6,000万円、それから返済額が44億2,000万円、27年間の返済で2億円以上の返済が10年以上続くというような大変莫大な財源を要する箱物建設を同時に二十五、六年度でやろうというような計画の一端、それをなすがための火葬場の債務負担行為の補正になっているわけですけれども、中期財政計画が委員会の要請で出されているんですけれども、その数字も大変地方債の残高などが間違っていたりしましたし、また市債も臨時財政対策債、普通建設事業債のみに限られていて、22年度決算では42億6,100万円の市債なのに28億1,200万円というふうに書かれていたり、それから公債費も22年度決算では52億2,500万円なのに37億7,600万円というふうに記載されていたり、非常に数字的に疑問の残るところが多々ありまして、非常に財政計画もずさんな計画のように思われるところです。議員にこういう議案を出す以上は、きちんとした財政計画を示して判断を仰いでほしいというのが1点ですね。

それから、選定委員会のメンバーに透明度がなくて市民参加がないということで、地元説明会も自治会長さんのみの説明に終わっているというようなこともあります。

それから、道路計画があいまいで見通しがなく、用地買収ほか建設費が莫大なものになるということが予想される。

それから、地元業者の皆さんも同時進行をしてもらうよりも、ずらして行ってほしいという意見を言っていらっしゃるということが明らかになっております。2年間隔ぐらいでやってほしいと、業者の方は言うておられるようです。

それから、合併推進債は10年間適用されるので、10年の間ぐらいでやるとすればやればよいということも考えられるわけです。

また、国保事業勘定の決算では、医療費が平成22年度では約2億2,000万円増額して、今後国保税値上げの条例案が今検討されつつあるわけですが、私はこれ全部値上げをしないために毎年2億から3億ぐらい国保税に一般会計から繰入れる必要が出てくるのではないかとこの間にも思っております。その他市民要求は限りなくある中で、公債費も決して低いほうではありませんし、基金も県内で大体10番目ぐらいに位置しております、人口は5番目ぐらいの大きなまちですが、そんなに余裕のある基金ではないということも明らかになっております。

ですから、こういうような理由で、火葬場建設を急がなくてもいいという、3施設同時にという計画は、私は相当見直して考えるべきだというような観点から、修正案に賛成討論といたします。

○副議長（出水昭彦君） ほかに討論はありませんか。

○7番（法元隆男君） 私は、修正案に反対の立場で討論いたします。

私は、合併し、新市になって初めての平成22年第1回定例会の一般質問の中で市長のマニフェストを取り上げて、斎場建設を問いました。そのときの議事録も、回答書もここにあるんですが、要するに早い時期からの準備を行うように関係部署に指示を行っている、そしてまた見通しについてはできるだけ早い時期に完成を目指すようにというような回答をいただいております。

要するに、マニフェストというのは、我々議員とちょっと違いまして、首長、すなわち市長はマニフェストを掲げて、厳しい選挙を戦って、そして今ここに市長はいらっしゃっております。要するに、住民との約束をして、マニフェストというのは政策公約でございます。ここにもちょっとマニフェストをもう一回ひもといておりますけど、9つの項目に対して、また細かくいろいろと書いてございます。その中の3番目の項目に、老朽化した西部あいら斎場の建てかえに着手しますということを住民に約束されておるわけです。マニフェストに対する政策公約というのは、首長にとって実に重い約束であります。そして、今1年6カ月、1年半ぐらいたっておりますけれども、そういうことで、ご自分の約束されたことに対して前向きに取り組もうという姿勢が非常に私は感じております。

そして、きょう報告いただきました債務負担行為補正についてのことについて、選定委員メンバーについて不透明であると、これは確かに言えるかもしれませんが、最初5つぐらいの候補地で、結果的には8カ所だというようなご説明があったようですね。

そして、公表できないような場所もあると、こういうときに一般の第三者の方が入っていただいたときに、これは情報が漏えいするということで、その候補として考えた場所が情報が漏れると、おれのところはそんな話も聞いていないというようなこと、大きな問題になるということで、選定委員会のメンバーについては、これでよろしいんじゃないかと思えます。そして、その上で、選定委員会がそういった決定をした後にまた議会に対しても、それは本当の決定でございませぬ、議会の承認を得なくてはならないわけですから、その段階ではそれでよろしいような気がいたします。

次に、高速道路についても質疑の中で、大型バスも通り抜けが可能であると、それで交通量についても朝晩は多少込み合いますが、込み合うのは通勤時間帯なので、火葬場へ向かう時間帯とは重なりませんという、これも全くそのとおりであると私も考えます。

そして、先ほどの合併推進債について10年間適用されると、これも算定替はたしか5年だったと思

います。そうすると、1年半たっております。刻々と、そういうあれは迫ってまいります。

そして、何よりも今回の提案は、債務負担行為の設定のみでございます。これに対して予算がついたときには、また真剣に最初から、それでいいのかという議論が必要ですし、そしてなぜ債務負担行為が今必要かということは、いろいろご報告を受けてみますと、今あるところが一番の候補であると私は思います。そのときにそれを一步前進するためには、せめて債務負担行為の設定は必要であるということで、これに決定したということではなく、また今後そういったようなことで、今説明不足が非常に言われておりますが、全くそのとおりだと思います。そういったことについて、もうちょっと我々も情報が欲しかったと思います。8カ所も候補に上がった中で、その選定の段階でどういうことがどうだったというようなことの報告が全くなされておられません。その辺は非常に執行部として反省していただきたい部分であります。

そういったことで、財政的な裏づけが不確定であるということがはっきりわかれば、これは無理なことではございますが、執行部の方でその辺の財政的ないろいろなシミュレーション、その他、みんな我々議員はまだわかり切っていないところがいっぱいございますけれども、それは今回は債務負担行為の設定のみであると、その後いろいろ候補地を再度決定することを含めてそういったような話し合いをしていくべきであると思いますが、今回の場合は、何回もくどいようですけれども、債務負担行為の設定ということでの提案でございますので、私は、債務負担行為には反対の立場でございます。

○副議長（出水昭彦君） ほかに討論はありませんか。

○24番（堀 広子君） 私は、今回の債務負担行為の修正案に賛成する立場で討論を行います。

まず1つ目には、手続が極めて民主的でないということでありまして。副市長を委員長として、7人の部長からなる選定委員会で検討したということですが、ここには市民はもとより、議会の意見は反映されておられません。

2つ目には、当局の提案するこの場所は、これまでも道路の拡幅をはじめとする道路の改良、あるいは新設についてたびたび議員各位からも質問が出されてきた経緯があり、また住民からも要求が上げられてきたところであります。通勤帯と重ならないからとか、大型バスでも大丈夫というのでは、あまりにも無責任過ぎます。通行の安全を期すということは、行政に最優先で求められることではないでしょうか。

3つ目には、4施設同時に27年度供用開始することへの財政面での憂慮であります。学校、約21億円、消防署が16億円、そして斎場10億円、さらには学校給食センターとして計画がなされております。箱物は、維持管理費もついてまいります。一遍に多額のお金を投入すると、市民の他の要求にこたえていくことができないばかりか、福祉や教育、農林業などに必ずしわ寄せがなされます。そればかりか、急な災害等に対する資金の確保ということについても憂慮するものです。財政シミュレーションについては、先ほど初めて全員議員に説明があったばかりであり、これが十分説明をするという態度になるのでしょうか。

4つ目には、合併推進債は10年間適用されるということでしたので、3施設同時に行わず、後年度に回しても一向に構わないのではないのでしょうか。

最後に、私は、この斎場の改築は必要な改築であると思っております。しかし、今回債務負担行為を認めるということは、この今の計画がひとり歩きをしてしまいます。この際、十分な検討期間を設

ける必要があることと当局の誠意ある説明を早い時期に行うべきであったことを申し述べまして、賛成討論といたします。

○副議長（出水昭彦君） ほかに討論はありませんか。

○2番（笹井義一君） 原案に賛成の立場で討論いたします。

修正案に賛成の、どちらでもいいようなことですね。修正案です。私は一般質問と質疑の中で、2回ほどこのことを述べております。なぜそれほど急がれなければならないのかということでも問いかけをしておりまして、これは合併6年目から緩和措置がなくなって、そして将来的な10億円以上減少していると想定できると、そのようなことから予算確定が不透明なために3事業にこの際取り組むんだと、このようなふうに述べられました。今修正案に賛成者の声をずっと聞いておきますと、そんなに急がなくてもいいんじゃないのかという意見でございます。確かに学校、消防署、これは緊急を要するものだろうと思います。

しかしながら、私がいろいろと地域の方々に聞いてみますと、それはよかことじゃらいねと言います。私も本当にいいことだと思っております。

しかし、先ほどありましたように、基金を蓄えて、そしてある程度安定した中に見渡して、どれが大事なのかということをよく調査研究して、それからでも十分ではないのかと、このように思うわけでございます。

市民福祉常任委員会からの質疑答弁で、このように答弁されております。「今回の補正予算の債務負担行為につきましては、斎場建てかえにかかる位置決定の図書を作成する業務委託であり、事業実施年度を確定するものではありません」と、このように書かれております。

ところが、私どもがずっとこれまで本会議の中でいろいろ意見を述べて、延期できないのかと、考えは変わらないのかと述べてきたのには、すべて27年度には3点ともやるんだと、はっきり述べていらっしゃいます。だから、こことこことは乖離してるんですね。矛盾がございます。それであれば、あのような答弁は出ていない、このように思っております。

それから、もう少しつけ加えますが、菱刈町に斎場が20数年前、立派なものができるまで、私はそのとき縁のおやじの葬儀で参りました。非常に夢のような心持がいたしました。広くて、丘があって、建屋の中もきちっとしておりました。この前、それこそとし葬儀がございまして、斎場に参りました。まだ始良の斎場よりみすぼらしくなっておりました。ああ、天国みたいなこのような施設が年月を経ると、このように変わって変貌していくんだなというふうに感じたわけでございます。

ですから、少しでももつものはもたして、そしてぎりぎりのところでやっていく、これは一つの考え方なんです。やり方なんです。政策なんです。そのようなことから考えると、今ここで債務負担行為を認めるということは、これまで本会議の中で市長がこれを27年度に開業するのだということを認めることになってまいります。これははっきりしたことでございます。

したがって、この修正案、このことのほうを賛成いたしまして、討論といたします。

○副議長（出水昭彦君） ほかに討論はありませんか。

○29番（森川和美君） 私は、修正案に対して賛成の立場で討論いたします。

まず、今回の債務負担行為の補正、委員会でも申し上げてきたんですが、市長の誠意、熱意、説明、ここが足りない、これがまず大きな私の反対の考え方です。

そして、先ほど反対討論の中にマニフェストのことが出ましたが、私はマニフェストというのは同僚議員の言われたとおりではありますが、しかし、箱物の施設の場合はマニフェストに、住民との約束にこだわる必要はない。例えば、子ども手当なんかの場合は、これは非常に、いわゆる子どもを産む産まないに大きな影響が出てきますから、ですからそのようなマニフェストはしっかり守らんにやいかんですけども、ほかの消防、あるいは学校、斎場、こういった施設の整備については柔軟に対応すべきだというふうに私は考えております。

財政的な問題もいろいろな議論がありますが、皆さんご承知のとおり、東日本の問題もございませぬ。昨日でしたか、県も来年の予算には約56億から58億の財源不足が生じると、そういった不安定要素がたくさんあるときになぜ3点セット、4点セットを、ほかに住民要望はたくさんございませぬ。耐震化の問題も小学校、中学校、本市は100%に近い耐震をやっておりますが、しかし、一方では校舎の外壁、たくさん危ないところもございませぬ。ある事業者からもそのことは聞いてございませぬし、そういったことで、それと平成27年に供用開始にこだわる明確な根拠は何かと、しっかり尋ねたところに対して明確な根拠はございませぬでした。市長の答弁の中にはこういうことでした。都市計画法の位置決定の問題で、「どうしてもこの作業を進めていかなければ、後ろの作業ができない」という答弁になっておるわけですね。

それと、選定地、あるいは選定メンバーにつきましても、何とこのような発言をされてるんですよ。「このことを市民の皆様を交えて候補地などということになると、候補を絞る中で反対運動が恐らく起こってくるだろう」なんていうのを発言されてるんですね。そういったことも含めれば、やはりいろんな面で、ほかのことを押しつけて急ぐ必要はない。

そして、市長及び職員の幹部の発言の中に、よくこうおっしゃいますよね。まだ合併して1年半だと、よく言われて、しかし、今回はまだ1年半たっていない。市長の在任期間も1年半、そういうことも含めれば急ぐ必要はないと、そういうことを含めて、それと説明が十分足らなかったと、財政シミュレーションについても、なかなかはっきりしたものが見えてこなかったということも含めまして、修正案に賛成の立場で討論をいたし、終わります。

○副議長（出水昭彦君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（出水昭彦君） これで討論を終わります。

○副議長（出水昭彦君） これから採決します。総務、産業文教、建設水道委員会の各常任委員長報告は原案可決です。市民福祉常任委員長の報告は修正可決です。

まず、市民福祉常任委員長報告の修正案を採決します。この採決は起立によって行います。市民福祉常任委員長報告の修正案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（出水昭彦君） 起立多数です。よって、修正案は可決されました。

○副議長（出水昭彦君） 次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決し

ます。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（出水昭彦君） 起立多数です。よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。よって、議案第63号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第8号）は修正可決されました。

○副議長（出水昭彦君） 日程第6、請願第5号 大型公共建築物（松原小学校（仮称）、斎場、消防署）等の地元業者へ発注の請願を議題とします。

○副議長（出水昭彦君） 建設水道副委員長の報告を求めます。

○建設水道常任副委員長（堂森忠夫君） 登壇

ただいま議題となりました請願第5号 大型公共建築物（松原小学校（仮称）、斎場、消防署）等の地元業者へ発注の請願の審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は10月5日に開催し、田口委員長が欠席のため、6名の委員の出席のもと、請願者である建設業、建築業、造園業、電気工事、管工事の各業種の代表者に出席を求め、委員会を協議会に切りかえて審査いたしました。

はじめに、請願者代表の木山裕継氏からこの請願の趣旨を聴取し、その後質疑を行いました。

この請願の趣旨は、「始良市で計画されている3つの大型公共建築物がPFI方式で検討されていることをお聞きしました。現在公共事業費が国も県も減少している中で、この方式を採用されると、仕事もそこに出る利益も、大手の業者がほかに持っていき、地元にはただ形が残るだけということになります。ちなみに、隣の霧島市は学校の校舎建築が何件も出ており、霧島市に本社がある業者ということで、地元業者でJVを組んですべて地元業者に発注されています。公共事業は、その地元を潤すということも使命ではないかと思えます。そのようなことから、ぜひ始良市においても地元業者や始良市に本店を置く業者に発注をいただきたい。また、今回計画されている3施設の建設について、地元建設業者は、技術力・施工能力において大手業者と比べて、遜色のない仕事ができると思っています。始良市に暮らす各業種の各社の社員、従業員の総意のもとに、今回請願書を提出いたしました。」というものです。

次に、主なる質疑を申し上げます。

質疑、始良市は指名のあり方など、いろいろな要請を今後されていくのか。また、工区割りをしなかったときのベンチャー方法など、どのような対応をされていかれるのか、さらにはこの3施設の工事に対して地元業者に発注をとということを考えれば、行政に申し入れをお願いするとか、いろいろな方法はあるかと思えますが、今回の3施設建設は、既に表に出ている案件ですので、早急に対応しなければならないと考えます。そこで、業界としてもただ請願を提出するのではなく、地元業者へ発注してくれというような、業者なりの行政への働きかけが必要かと思えます。これまでどおりの考え方ではなく、業者の方々の意識も変えていかなくてはならないと思えます。地元業者にやっていただきたいということは、多くの議員が望んでいます。これらの点は、重々理解していただきたい。

答弁、言われるとおりと思います。早急に検討していきます。

質疑、今、執行部は、学校、消防署、火葬場の3施設を同時につくる予定をしていますが、業界としては、一度につくるよりも年次的に分けたほうがいいわけですね。そういうことに対して分けて

くれというような、何か行動を起こされましたか。業界もそういう努力も必要と思います。

答弁、県の来年度の公共事業の予算は、今年度の10%減と聞きます。年度をずらして仕事をさせていただいたほうが、始良市のためにも我々のためにもなると思っています。

質疑終了後、協議会から委員会に切りかえて討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、請願第5号 大型公共建築物（松原小学校（仮称）、斎場、消防署）等の地元業者へ発注の請願については、賛成全員で採択すべきものと決しました。

以上で建設水道常任委員長の報告を終わります。

○副議長（出水昭彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（出水昭彦君） 質疑なしと認めます。

副委員長、降壇してください。

○副議長（出水昭彦君） これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（出水昭彦君） 討論なしと認めます。

○副議長（出水昭彦君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第5号 大型公共建築物（松原小学校（仮称）、斎場、消防署）等の地元業者へ発注の請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（出水昭彦君） 起立全員です。請願第5号 大型公共建築物（松原小学校（仮称）、斎場、消防署）等の地元業者へ発注の請願は、委員長の報告のとおり採択されました。

○副議長（出水昭彦君） 日程第7、請願第6号 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める件を議題とします。

○副議長（出水昭彦君） 市民福祉常任委員長の報告を求めます。

○市民福祉常任委員長（森川和美君） 登壇

請願第6号 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める件につきまして報告いたします。

議題となりました請願第6号 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める件の審査と結果を報告いたします。

当委員会は、9月28日に開催し、請願者の片野坂重浩氏の出席を求め、委員会を協議会に切りかえて審査をいたしました。

その主なる質疑を申し上げます。

質疑、請願理由の「国があるべき相談窓口の姿についての一定の目安を示す必要がある」という文章の「一定の目安」とは、どのような内容の目安を考えているのか。

答弁、消費者庁を中心にした国が主導的な立場になって進めてほしいと思っています。弁護士会、NPO法人、それぞれの立場から意見を聞いて、国が柱になって進めていってほしいということから、「一定の目安」としました。

ほかに特に質疑はなく、質疑終了後、協議会から委員会にさらに切りかえて討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、請願第6号 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める件について、全委員賛成で、採択すべきものと決しました。

以上、終わります。

○副議長（出水昭彦君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（出水昭彦君） 質疑なしと認めます。

委員長、降壇ください。

○副議長（出水昭彦君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（出水昭彦君） 討論なしと認めます。

○副議長（出水昭彦君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第6号 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（出水昭彦君） 起立全員です。請願第6号 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める件は、委員長の報告のとおり採択されました。

○副議長（出水昭彦君） ここで暫時休憩します。10分程度、50分から開催します。

(午後2時41分休憩)

○副議長（出水昭彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時50分開議)

○副議長（出水昭彦君）

日程第8、議案第69号 平成22年度始良市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第9、議案第70号 平成22年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について

日程第10、議案第71号 平成22年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について

- 日程第11、議案第72号 平成22年度始良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12、議案第73号 平成22年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定について
日程第13、議案第74号 平成22年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算認定について
日程第14、議案第75号 平成22年度始良市簡易水道施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15、議案第76号 平成22年度始良市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16、議案第77号 平成22年度始良市地域下水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第17、議案第78号 平成22年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第18、議案第79号 平成22年度始良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第19、議案第80号 平成22年度始良市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

及び

日程第20、議案第81号 平成22年度始良市水道事業会計決算認定について
までの13件を一括議題とします。

○副議長（出水昭彦君） この13件については、9月27日の会議で提案理由の説明を受けておりますので、一括質疑に入ります。

6名の議員から質疑の通告がされておりますので、順次発言を許します。

まず、23番、湯川逸郎議員の質疑を許します。

○23番（湯川逸郎君） 議案第69号 平成22年度始良市一般会計歳入歳出決算認定について質問いたします。

成果報告書の27ページ、子ども医療費助成事業の決算状況を具体的にお示し、また子ども医療の主な疾患名をお示してください。

2番目に、成果報告書33ページ、生活保護適正実施事業で、面接相談員、レセプト点検員の雇用によりと示されておりますが、相談員・レセプト点検員の雇用条件、採用された人数、相談員の採用後の面接人数、保護実績、診療報酬明細書点検実績をお示してください。

また、生活保護扶助において、平成23年3月現在の657世帯、1,028人に生活保護金品を支給した実績に対する保護が適正実施事業として、その内容判断をどのように行われたのかお示してください。

3番目には、成果報告書45ページ、農業振興費の中山間地域等直接支払交付金事業で、蒲生地区5集落、始良地区4集落に対する事業内容と9集落に対するおのおのの事業費と受益者は何人か。

成果報告書55ページ、消費者行政活性化事業の年間相談件数は、一般行政で344件、消費者行政で172件、合計516件の相談内容をお示してください。

5番目に、成果報告書59ページ、未登記整理事業において、平成23年3月までの整理実績と整理困難な理由と件数をお示してください。

続きまして、議案第70号 平成22年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、成果報告書83ページ、医療費適正化対策事業において、「医療費通知及びジェネリック医薬品差額通知を実施し、適正受診の啓発に努めた」と報告されているが、ジェネリック医薬品使用に伴う

受診診療内容、医療費の差額、件数と金額を具体的にお示しいただき、また全体的な受診において、ジェネリック医薬品の占める割合は幾らかをお尋ねいたします。

1 問目はこれだけです。

○市長（笹山義弘君） 湯川議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（西 慎一郎君） 議案第69号 平成22年度始良市一般会計歳入歳出決算認定についての1点目のご質疑についてお答えいたします。

子ども医療費助成事業につきましては、本年1月診療分から対象者を小学校修了まで拡大し、医療機関に支払った自己負担金の全額を助成しております。

決算状況につきましては、平成22年2月から12月診療分までの助成件数が1万2,942件、助成金額は4,725万8,510円、受給資格者数が3,905人となっており、制度改正後の23年1月診療分が助成件数4,177件、助成金額は1,640万5,422円、受給資格者数が8,130人でありました。

また、助成対象者の多くが小児科、耳鼻咽喉科、歯科を受診されていることから、ぜんそく、急性気管支炎、虫歯、アレルギー性鼻炎の罹患者が多かったものと考えております。

2 点目のご指摘についてお答えいたします。

生活保護適正実施事業における面接相談員は2人、雇用条件は月17日勤務の臨時職員で、日額8,000円となっております。レセプト点検員は2人、雇用条件は月14日勤務の臨時職員で日額6,000円となっております。

面接相談員の平成22年度実績としましては、面接相談件数は257件、そのうち生活保護の申請に至った件数は137件、生活保護開始件数は122件となっております。

平成22年度の診療報酬明細書点検実績としましては、レセプト点検総数1万6,506件、そのうちの過誤調整の件数は190件、金額は708万5,449円となっております。

生活保護世帯に対しては、生活保護申請時に訪問調査や関係機関の調査によって把握したその世帯の生活状況を踏まえ、個々の自立に向けた課題を分析し、それらの課題に応じた具体的な援助方針を策定しております。

また、世帯の状況等に変動があった場合は、その都度、援助方針の見直しを行っており、それをもとに担当ケースワーカーは、定期的な世帯訪問等を行い、生活保護者に対する助言や指導を行っております。したがって、生活保護金品の支給に関しても、厚生労働大臣の定める基準により、常にその支給が適正であるか、また自立に向けた援助方針に即したものであるかを判断して支給しております。

3 点目のご質疑についてお答えいたします。

中山間地域等直接支払交付金事業の9集落の事業内容につきましては、協定農用地に関する農道・水路等の管理・清掃作業、鳥獣被害対策、耕作放棄の防止等の活動及び担い手農家への農地集積等の取り組みなどを実施しております。

各集落の事業費及び協定参加者数につきましては、蒲生地域の蒲生地区集落協定が367万6,000円で66人、漆地区集落協定が264万3,000円で69人、漆宇都地区集落協定が92万1,000円で19人、川東地区集落協定が23万4,000円で4人、高牧集落協定が42万4,000円で12人でありました。また、始良地域では、木津志集落協定が610万円で70人、北山下集落協定が239万7,000円で29人、上名地区集落協

定が245万8,000円で58人、堂山集落協定が156万1,000円で13人となっております。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

一般行政の相談内容につきましては、高齢化の進行に伴い遺産分割、遺言書などの相続に関する相談内容が多く寄せられております。

次に、消費者行政の相談内容であります。消費生活の利便性が増すにつれ、訪問販売によるリフォーム工事トラブルやインターネットを利用した取引によるトラブルに関する相談が多くなっております。

5点目のご質疑についてお答えいたします。

未登記整理事業につきましては、平成22年度は2筆の登記が完了いたしました。整理困難なものの理由としましては、相続に起因するもので、その関係人の所在が把握できないものや承諾を得られないものなどが主な要因であります。

また、市道、農道、林道等を含め、1,400筆ほどが未登記地として残っておりますので、引き続き解決に向けて取り組んでまいります。

次に、議案第70号 平成22年度国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についてのご質疑についてお答えいたします。

ジェネリック医薬品差額通知は、主に生活習慣病に起因する入院外の慢性期の治療者に対して通知を行いました。

平成23年2月の通知件数は42件で、うち変更された件数は23件、これにかかる3月の医療費の削減額は35万2,410円でありました。

なお、参考に申し上げますと、始良市の医療費全体に占めるジェネリック医薬品の利用率は、平成23年7月診療分で25.3%となっております。

以上、お答えいたします。

○23番（湯川逸郎君） 随時2問目をお聞きしたいと思います。

子ども医療費助成事業におきまして、県の定めた額を超えた所得のある方は補助の対象外と示されていますが、対象外の状況はどのような対策がなされたのか、件数、金額等をお知らせください。

次に、生活保護適正化事業の実施についてでございますが、平成22年度現在の657世帯、1,028人の生活保護扶助費15億8,547万6,654円の実態調査はどのような方法で行われ支給されているのか、また実態調査にあたり保護対象者の不動産及びその他の財産並びに離婚等の実態等生活環境等にも十分調査がなされ、保護扶助として取り扱われているのか、担当部長及び政策的な面もありますので、市長にもお伺いいたします。

次に、農業振興費の中山間地域の事業でございますが、蒲生地域5集落、始良地域4集落の9集落の事業は何年間の事業で、これまで事業参加していなかった対象農家が継続事業で面工事等が行われるのか、自己負担の積算はどのようになるのかをお知らせください。

消費者行政活性化事業についてお尋ねいたします。

専門的な知識及び経験を有する者は、どのような方々が携わっておられるのか、男女別何名か、また消費生活センターの設置、23年度に向けてとありますが、どこにいつセンターを設置されているのかお尋ねいたします。

未登記整理事業についてお尋ねいたします。

整理困難な件数はいつ発生したのか、年次的にお示しください。

議案第70号の国保の事業でございますが、ジェネリック医薬品とはどのような医薬品なのか、またジェネリック医薬品の採用基準をどのように定めているのかをお尋ねいたします。

○市長（笹山義弘君） 生活保護行政につきましては、法に基づき、適正に処理されているものと考えております。具体は担当が答弁いたします。

○福祉部次長兼社会福祉課長（窪田広志君） お答えいたします。

先ほど答弁しましたように、世帯の状況等に変動があった場合はその都度見直しをするようにしております。また、変動がない場合も年に1回は見直しをするようにしております。支給についても、厚生労働大臣が定める基準に即した最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給をしております。資産の状況、離婚等の世帯状況等についても十分実態調査を行い、保護費として支給をしております。

以上です。

○福祉部長（小川博文君） 子ども医療費に関する質疑につきましては、担当課長に答弁させます。

○福祉部児童福祉課長（原口正則君） 児童福祉課の原口です。お答えいたします。

子ども医療費につきまして、平成22年度決算で申し上げますと、県補助の対象外となったのが約3,000件ございまして、金額にいたしまして約4,000万円ございました。その対象外の部分につきましては、全額一般財源でございます。

以上です。

○農林水産部長（屋所克郎君） 中山間地域支払交付金事業の件につきましてお答えいたします。

まず、事業期間でございますが、今行っているのは、昨年度行ったのは第3期ということで、第3期対策で平成22年度から平成26年度までの5年間でございます。この事業では、主に農地とか、水路、あと農道などの保全的な取り組みというのが主体でございますので、面工事のような大きな費用を要する工事は困難ではないかと思っております。

それから、自己負担の件ですが、話し合い活動次第であります。補填的な取り組みにおいては、今のところ自己負担はないと考えております。

以上でございます。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

消費者行政活性化事業についてでございますが、独立行政法人国民センターが行う消費者生活専門相談員の講座、研修を受講し、資格を得た女性の相談員2名を配置しております。

また、消費生活センターでございますが、これは22年度で設置したわけではございませんが、23年度の9月1日に消費者生活センターということで、2号館の2階のほうに設置しております。

以上でございます。

○建設部長（大園親正君） 未登記整理事業の件につきましてお答えいたします。

旧始良町では平成4年度から土木課に用地整理係を設けまして、未登記の整理を行ってまいりました。年次ごとの処理件数については判明しておりますが、発生時期についてははっきりとしておりませんが、各旧町の国土調査があったその後に発生したことと思っております。

以上でございます。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） お答えいたします。

まず、質問の1点目、ジェネリック医薬品とはどのようなものかということでございますが、医薬品につきましては2種類ございます。先発と後発、つまり後発というほうがジェネリックになります。先発というのは、新薬の開発等をともなうて決めたものでありますので、新薬になりますと、相当な開発費と開発期間がかかります。そのため、これを薬事法で認められますと、約10年間の特許権を与えられますので、他の医療薬品会社、これを製造することはできません。ただし、10年をたちますと、これが消えますので、他の薬品会社がこれを製造することができます。そうなりますと、成分、効能は全く同じものをつくることになりますので、製造過程は若干違いますが、その経費が安くなりますので、価格が2割から7割程度安くなるということで、そのもの自体がジェネリック医薬品ということになります。

それと、2番目の採用基準であります。これは薬事法の中の厚生省の管轄に入りますので、国のほうで定められております。そのため、これはお医者さんと患者さんが自分たちの治療の中で使う医薬品の中で、ジェネリックに該当するものについてをお医者さんがいいですよと言われた場合にそれをするようになります。市のほうで判断する今回の差額通知につきましては、その基準でなくて、あくまでも生活習慣病等で慢性疾患、糖尿病、高血圧など長年治療をされてる方々が使っている部分について、ジェネリックに変えた場合はこれだけの金額に変わりますよという形の通知をしていますので、すべてがジェネリックに該当するわけではございません。これは最終的にすべてお医者さんが判断され、または薬局のほうで判断されるということになりますので、そういう形になります。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） 3問目の質問に入りたいと思います。

追って最初から、子ども医療費助成事業のことでございますが、子ども医療において風邪の症状で、蔓延性のあるウイルスによる疾患対象者が何件あり、対策はどのように行っているのかお知らせください。

生活保護適正化実績事業についてですが、657世帯の地区別内訳、1,028人の男女別、年齢別、お知らせください。そして、その中で、既に報告がなされております生活実態調査までお聞きしたいと思っておったんですが、これは回答書に載っておりますので、これは省きたいと思っております。

以上、2つのことについてお知らせください。

農業振興費の中山間地域についてでございますが、直接支払交付金事業で何の事業が主で営農指導をされ、実績的には農家収益がどれだけ上がったのか、収益性の高い作物選定はどのように取り扱って農家に普及推進しているのか、作物ごとにお示しをお願いしたいと思います。

消費者行政のほうの3問目でございますが、一般行政で344件、消費者行政で172件、合計516件の相談を行ったと示されておりますが、先ほどの回答書にも若干出ておりますが、一般行政の主な相談

内容はどのようなものであったのか、消費者行政の主な相談内容はどのようなものであったのか、お示してください。

未登記整理事業についてお尋ねいたします。3問目です。

未登記と現況課税との関係はどうなっているのか、登記されないまま課税されている箇所が何カ所あるのかお示してください。

議案70号の国保事業におきまして、ジェネリック医薬品を使用するにあたり副作用等の報告はないか、また医薬品医療機器総合機構法の法律に基づく公的な制度であります医薬品副作用被害救済制度の啓発活動はどのようになさっていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

以上です。

○福祉部児童福祉課長（原口正則君） 風邪の症状で、蔓延性のあるウイルスによる疾患ということでございますが、疾患名ごとの件数につきましての把握はいたしておりませんが、厚生労働省の出しました平成20年の患者調査の全疾患に占めるウイルス性疾患の割合から推測いたしますと、約1,500件と考えております。

以上です。

○福祉部次長兼社会福祉課長（窪田広志君） 生活保護の地区別の世帯ということでお答えいたします。

加治木地区が242世帯、始良地区が345世帯、蒲生地区が70世帯になっております。1,028人の男女別ということでございますけども、ゼロ歳から19歳が、男が109人、女が121人、20歳から29歳が、男6人、女16人、30歳から39歳までが、男19人、女46人、40歳から49歳まで、男44人、女53人、50歳から59歳まで、男102人、女63人、60歳以上が、男が201人と女が248人になっております。

以上でございます。

○農林水産部長（屋所克郎君） 中山間地域直接支払制度についてお答えいたします。

この制度は、中山間地域の農業農村が有する多面的機能によって下流域の都市住民の生命財産、それから豊かな暮らしが守られるという観点から、多面的機能の確保を図るための施策としてこの事業があるわけでございまして、最初の回答にもちょっと触れていますが、大きく分けまして2つの取り組みからなっております。

まず、保全的な取り組みとしましては、耕作放棄地の発生防止活動、それから水路、農道等の管理活動、国土保全機能を高める取り組みなどがございます。こちらのほうが主体的な取り組みというふうになっております。それと、発展的な取り組みとしまして、営農組織の育成、担い手への農地集積、鳥獣被害対策などなどありますが、こちらのほうが発展的な取り組みということで取り組みをしているところでございます。

農家の収益につきましては、今申し上げましたようなことから、取り組み内容からして数字的にはちょっと出づらいところもございます。もう一つは、収益性の高い作物をとということでございますが、これも発展的な取り組みのほうで若干は行えるとは思っていますが、22年度につきましてはなかなか言えるようなところはないわけございまして、今年度、23年度につきましては、またいろいろと、少しは考えているところでございます。

以上でございます。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

一般行政の主な相談内容でございますが、これにつきましては、先ほど副市長のほうからも答弁がありました相続の民事に関する相談や空き家の管理に関するトラブルの相談が多くなっております。また、消費者行政の主な相談内容は、訪問販売、電話による勧誘販売などに対するクーリングオフが多くなっております。両方に該当しますけど、法律相談等もふえているということでございます。以上でございます。

○建設部長（大園親正君） 未登記関係の現況課税についてのご質問にお答えいたします。

現況と地籍図とを精査しなければはっきりしない部分がたくさんあるわけなんですけど、道路、敷地としまして使用している部分につきましては、非課税としております。以上でございます。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） お答えいたします。

ジェネリックに関する副作用ということでございますけれども、医療機関におきましては薬を処方される場合は、本人に薬に対するアレルギーがないかの確認等もされております。薬の処方に関しては、医師法に基づく処方との関係と、それから薬局で薬剤師がされる処方と2通りの種類がございますが、あくまでもそういう中での取り扱いになります。今回のジェネリックについても先発の医薬品から後発に変えた場合の医療がこれだけ下がることとなりますよという通知を出しておりますので、これにつきましてもすべて医師の指導のもとでの切りかえとなっておりますので、今現在、副作用がどうのこうのという連絡は来ておりません。

それと、もう一つの副作用についての広報関係ですけれども、ジェネリックに関係なく、すべての医薬品に関する副作用の問題につきましては、独立行政法人の医薬品医療機器総合機構、ここが取りまとめて広報をしております。また、この副作用に基づく被害が出た場合については、もし連絡が来ましたら医薬品副作用被害救済制度というのがございますので、この行政法人のほうに私どものほうから連絡してくださいと、案内をする予定にしておりますので、広報という形はとっておりません。また、これまでも副作用が出たという連絡は来たことは今のところありません。以上です。

○副議長（出水昭彦君） これで湯川議員の質疑を終わります。

次に、18番、玉利道満議員の質疑を許します。

○18番（玉利道満君） 主な財政状況を示す指標が出されたわけでございますけれども、3点出ておりますので、財政収支比率、実質公債比率、将来負担比率の算定基礎についてお示しください。

○市長（笹山義弘君） 玉利議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（西 慎一郎君） 議案第69号 平成22年度始良市一般会計歳入歳出決算認定についてのご質疑についてお答えいたします。

経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費等の義務的性質の経常経費に、地方税、普通交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見ることにより、団体の財政構造の弾力性を判断するための指標であります。

算定基礎は、「経常経費充当一般財源」を「経常一般財源総額、減収補填債特例分、臨時財政対策債を足したもの」で除した比率であります。

次に、実質公債費比率は、地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標であります。

算定基礎は、「地方債の元利償還金、準元利償還金」を「標準財政規模」で除した比率であります。

次に、将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標であります。

算定基礎は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、「将来負担額から基金、特定財源、地方債現在高等にかかる基準財政需要額算入見込額を差し引いたもの」を「標準財政規模から元利償還金・準元利償還金にかかる基準財政需要額算入額を差し引いたもの」で除した数値であります。今後とも各指標に留意し、財政の健全化に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○18番（玉利道満君） 今答弁をいただきましたけども、私がお聞きしたのは算定の基礎であって、算定の方式ではないわけです。今答弁いただいたのは算定の方式であろうと思いますが、このような算定の方式で出した指標がそれぞれ出てるわけです。ですから、その算定に用いた基礎的な数字が欲しいというお願いであったわけですが、出ておりませんので、今ここで数字を出せと言っても非常に無理だろうと思っております。決算審査の段階においてお示しをしていただきたいと思いますというふうに考えております。

例えば、3番目にお願ひしました将来負担比率というのがございますけれども、これは答弁に書いてありますように、将来の負担を見るんだと、これが例えば非常に改善されてるわけです。平成21年度と22年度を比べると、24.8ポイント改善されてると、これはなぜ改善されているんだろうかというようなことを見たかったわけです。例えば、将来負担額というのは7つの項目で、その負担額を算出するというふうになっております。例えば、一般会計の地方債現在高がずっと来て、職員に対する退職手当の支給予定額等々並べられておりますが、これが当然積み上げられた数字が計算方式の中に当てはめられていくと、こういうふうに理解をしております。

3問目には、将来負担額についてどのような項目で、どういう数字が入ってるかということをお尋ねする予定でございましたけども、答弁が方式ということでございますので、これ以上の質問はいたしません。

以上で終わります。

○副議長（出水昭彦君） よろしいですか。これで玉利議員の質疑を終わります。

次に、22番、新福愛子議員の質疑を許します。

○22番（新福愛子君） 私は、成果報告書から6点にわたり質疑をさせていただきます。

まず1点目、成果報告書65ページ、・防災会議関係経費です。2月に開催された防災会議・国民保護協議会委員30名のうち、市長が特に必要と認める者4人とは、どのような方々か問う。

2点目、68ページです。スクールソーシャルワーカー実践研究事業、スクールソーシャルワーカー3名の活動実績から見える不登校、児童生徒の抱える家庭や学校生活等での課題は何であったのか。

3点目、68ページ、学校図書整備事業について、平成19年度から23年度までの5年間を期間とした新学校図書館整備5か年計画の策定を受けて、16小学校、5中学校の学校規模に応じて定められたそれぞれの蔵書数の達成率と各学校の司書教諭の配置状況を伺います。

4点目、68ページ、やまびこ留学補助事業について、これまでの一番多い里親制度、家族留学の年度と人数を伺います。

5点目、同じく68ページ、教職員住宅の維持管理事業について、（1）修繕の主なものを伺います。

2点目、各小中学校の校長・教頭住宅の築年数を伺います。

最後、6点目、80ページ、加治木、蒲生学校給食センター、両センターの食物アレルギーに対応した給食の内容を伺います。

○市長（笹山義弘君） 新福議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

なお、議案第69号 平成22年度始良市一般会計歳入歳出決算認定についての教育費関係につきましては、教育委員会のほうでお答えいたします。

○副市長（西 慎一郎君） 議案第69号 平成22年度始良市一般会計歳入歳出決算認定についての1点目のご質疑についてお答えいたします。

本年2月28日に開催いたしました防災会議及び国民保護協議会の委員のうちご質問の4人につきましては、1人は市議会議長、あとの3人は始良市内3地区の代表者として、始良地区は自治会連絡協議会会長、加治木地区は校区公民館連絡協議会会長、蒲生地区は地区公民館連絡協議会会長をそれぞれ委員として選任いたしました。

○教育長（小倉寛恒君） 次に、2点目のご質疑について、里山議員と竹下議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。

不登校児童生徒の原因はさまざまであり、本人や学校生活、家庭環境などさまざまな要因が複雑に絡み合っています。このような児童生徒に見られる不登校問題や心の問題を一つでも多く解決するためにさまざまな方面からの専門家を配置し、実態に即した支援を行っております。

年間30日以上欠席した不登校児童生徒については、昨年度、市全体の实態として、小学校で8人、中学校で58人でした。この中で、ふれあい教室へ通室した児童生徒は、小学生3人、中学生22人で、これらのうち完全に学校生活に復帰できるようになった児童生徒は、小学校で2人、中学校で13人でした。その他、2人の中学生を除いて、学校職員やスクールソーシャルワーカー等の努力によって、学校へ復帰、もしくは好ましい状況へと改善されてきているところです。

また、不登校や問題行動の未然防止を図るために配置している心健やか相談員の実績としては、中学校で117回、小学校で133回、学校を訪問して教育相談を行いました。

不登校や児童生徒の心の問題において、学校だけでは解決が困難な事例に対し、学校と家庭、関係

機関との連携をコーディネートするために、スクールソーシャルワーカーを配置しておりますが、平成22年度の実績は、学校への派遣が532回、家庭への働きかけが173回、ふれあい教室や健康増進課、児童福祉課との連携が425回となっております。

これらの実績から見受けられる不登校児童生徒の家庭的な問題として、親の精神疾患やネグレクト傾向、仕事の都合による親子関係の希薄化などにより、本来家庭において培われなければならない愛情表現や自尊感情など、他者との信頼関係を築く上で必要とされる基礎的な資質が十分に育っていないことが上げられます。

これらを背景に持つ児童生徒の中には、学校においても他者との人間関係をうまく築けず、傷つき、悩みを抱えるものも見受けられます。また、本来悩みを支えフォローすべき家庭が十分な教育機能を果たしていないために悩みが長期化し、不登校へと発展していくケースもあります。今後、本市の不登校児童生徒の減少のためにふれあい教室やスクールソーシャルワーカー等を最大限に活用していきたいと考えます。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

それぞれの学校の蔵書数の達成率については、小学校で100%以上が16校のうち8校、残りの8校は90%台が3校、80%台が2校、70%台が2校、60%台が1校であります。中学校については、5校のうち100%以上が2校、90%台が1校、80%台が2校となっております。

また、各学校の司書教諭の配置状況については、県からの通知で、12学級以上の学校に司書教諭を配置するようになっており、本市においてはすべて配置されております。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

漆小学校で実施しております里親制度で最も多く受け入れたのは、平成12年度及び17年度で、各3人を受け入れております。

また、家族留学として受け入れたのは、過去1家族であり、平成18年度から22年度までの5カ年間受け入れておりました。その間、平成18年度に兄弟2人を受け入れたのが最も多い数となります。

5点目のご質疑についてお答えいたします。

教職員住宅の主な修繕料は、建昌小学校校長住宅の外壁塗装及び玄関・浴室の修繕、山田小学校校長住宅の玄関及び浴室の修繕が主なもので、その他に72件の修繕を行いました。

次に、各校長・教頭住宅47棟の築年数は、築後30年以上が10棟、20年以上が18棟、10年以上が16棟、10年未満が3棟であります。

6点目のご質疑についてお答えいたします。

学校では、保護者からの申し出や医師の診断書等により食物アレルギーの児童生徒の実態を把握し、給食センターと十分に連携を図りながら献立等の対応を行っております。

加治木学校給食センターでは、卵や甲殻類、乳製品等のアレルギーによる児童生徒が7人、蒲生学校給食センターにおいても同様に11人の児童生徒がおります。

給食内容につきましては、アレルギーの原因となる食品の除去食や献立によっては代替給食を提供するなど個々の実態に応じているところです。

以上、お答えといたします。

○22番（新福愛子君） 2問目をお願いしたいと思います。

まず、1点目の防災会議・国民保護協議会の委員についてですが、さきの一般質問でも確認させて

いただきましたが、本市においては女性の委員はゼロであるということでございました。この4名の方々をお決めになる際、後の方は全部充て職で来るという認識でおりますので、その中で1人でも女性の参画をという発想がなかったのかどうか、確認させていただきたいと思います。

2点目、スクールソーシャルワーカーについてお尋ねいたします。

不登校とか、問題を抱えている児童生徒に対してスクールソーシャルワーカーの皆さんが非常に活発に活動されている様子が答弁書で数としても認識することができました。例えば、私たちがスクールソーシャルワーカーの方々と連絡をとろうとした場合、どのような方法があるのか、またさまざまな記録等を残されていくと思いますが、スクールソーシャルワーカーの皆様のしっかりしたお席、教育委員会のどこにいつもいらっしゃるのか、いつもというか、定席があるのかどうか、それを確認させていただきます。

それから、3点目の学校図書についてお伺いいたします。

これは整備5か年計画ということで、本年度が最終年度になるかと思えますけれども、例えば蔵書数100%達成できていないところが16小学校中あと8校、それから中学校が5校中あと3校残っているようでございますが、今年度中に100%達成される見込みがあるのかどうか。

それから、2点目といたしましては、今子どもたちの文字離れというものが非常に進んでいるというふうに言われております。各学校図書におきます貸出数、わかりましたら確認をさせていただきたいんですが、これは今この席で確認が無理であれば、後日資料をいただけたらと思っております。

4点目、やまびこ留学補助事業についてお尋ねいたします。

今22年度で5年生がそれぞれということで、ということは23年度、今6年生になっておられて、今もいらっしゃるのかどうか、そしてまた貴重な制度だと思えます。里親制度にしても家族留学ということに関しても、自然いっぱい環境の中で子どもたちが伸び伸びと成長されたのではないかと思っておりますけれども、そうすると、来年度以降、この2つの制度、この地域、この学校で、どのような方向性を考えておられるのか、現状も含めてお尋ねいたします。

それから、5点目です。

教職員住宅でございますが、20年以上、30年以上含めまして47ある住宅の中で28件が20年以上ということがわかりました。かなり老朽化が進んでいるのではないかなということをお慮するところでございますけれども、雨漏りとか、それからシロアリ駆除とか、適切にうたれて手が届いているものか、確認をお願いいたします。

最後、6点目の食物アレルギーについては、加治木、蒲生の学校給食の成果がありますけれども、加治木でも7名、蒲生でも11名という方が対象になっておられるようですが、始良地域の実態はどのような状態でおられるものかお聞かせください。

以上です。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

女性の起用の発想はなかったのかというご質問でございます。議員ご存じのとおり、委員の定数条例で30名以内ということで定められておまして、その中には地方行政機関の代表であり、または県の代表であり、もろもろな方をお願いをしているところでございます。

その中で、今議員仰せの市長が特に必要と認める者、4名の方々につきましては、議会代表として議長をはじめ各旧3町の代表者の方を現在はお願いをしているところでございます。議員仰せのとおり

り、女性の目といいますか、目線からご意見をいただいて、防災会議の中に入れ込んでいくということは大変重要なことでもありますので、6月議会の答弁でもお答えしましたと思うんですが、近年の発生した大災害におきましては、避難状況におきましても女性に対して大変な課題が残っているようにございますので、今後検討委員会等を発足するわけでございますけど、その中で、現在58審議会ございますが、その中の26の審議会の中に女性の委員の方々がいらっしゃいますので、検討委員会の中でそういう方々の出席を求めてご意見を賜っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） お答えいたします。

まず、1点目のスクールソーシャルワーカーとの連絡のとり方なんですけれども、毎朝学校教育課のほうに出勤いたしまして、そしてきょうの計画等、あるいはどこの学校に行くといったような連携をとりまして出かけてまいります。そして、最後に夕方に、また5時前になって帰ってまいりまして、実際定席というのはございませんけれども、必ず朝と夕方、担当指導主事と連絡をとっておりますので、もし日記等もちゃんとございますので、来ていただければ連絡をとれますし、情報も得られると思います。

それから、2点目の学校図書のほうで十分でない、達成している学校がまだございますけれども、急に来年100%というような厳しい状況でございまして、今ある予算、計画されております学校図書整備事業等、あるいはそういったのを活用いたしまして、年次的に2年、3年かけて100%のほうを目指していきたいと考えているところでございます。

それから、3点目の貸出冊数については、また調べましてお答えさせていただきたいと思っております。

それと、やまびこ留学についてでございますけれども、やまびこ留学について5年生、実際残念ながら1年間ということで、静岡のほうに戻っていきました。そして、もう一名の5年生、この子はちょっと目に病気があるということで、養護学校のほうに転校してまいりまして、現在のところゼロ名でございます。今後の方針といたしましては、ホームページとか、そういったものを活用して、大々的に広めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○教育部次長兼教育総務課長（岩元 豊君） お答えいたします。

教職員住宅の20年以上の棟数が28件でございます。雨漏りにつきましては随時校長先生、あるいは教頭先生のほうからご連絡いただきまして、即座に対応しているところです。

それと、修繕の箇所が老朽化していることもありまして、特に水周りの施設、おふろ場だとか、そういったところが老朽化して、前年度もそういった補修実績がございますけれども、そういうときに校長先生や教頭先生に立ち会っていただいて、業者の方とともに、水周りの周囲の検査をしているところなんですけど、定期的には今のところシロアリの駆除対策はしておらないんですけども、シロアリの駆除を早急にしてくださいという状況ではないというふうに考えております。

以上です。

○教育部長（湯川忠治君） 始良地区の食物アレルギーの児童生徒の状況というご質問でございますが、始良地区につきましては小学校が45名、中学校が11名、計56名となっております。

以上でございます。

○22番（新福愛子君） 再確認といいますが、スクールソーシャルワーカーの皆様の事務処理などをなさるお席というのが明確にあるのか、アバウトでどこかあいてるところで事務処理等、記録とかされるときにはされているのか、座席の確認が1点です。

あと貸出数につきましては、これまでも特に22年度が出てきているんですけども、増加傾向にあるのか、減少傾向にあるのか、それもちよっと引き続いてそれもお示しいただきたいと、資料としてお願いしたいと思います。

それから、先生方の住宅ですけども、建てかえ計画等は随時考えておられるものかということです。

最後に、食物アレルギーのことで、始良地区が人口が多い分、人数もたくさんいらっしゃるんですね。小学生45名、中学生11名ということで、これは自校方式になっておられますので、各小学校で適切に対応していらっしゃるというふうに認識をしてよろしいか。

以上でございます。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） お答えいたします。

スクールソーシャルワーカーの定席といいますが、事務局内にはないんですけども、3階の相談室で日記を書いたり、あるいはそこでの相談事業等を行っております。

以上です。

○教育部次長兼教育総務課長（岩元 豊君） お答えいたします。

教職員住宅の建てかえの関係ですが、確かに老朽化はいたしておるところですけども、老朽化をして30年以上経過をしてる棟数もかなり多いんですけども、一般の住宅と一緒に、リフォームをしてみるとということになりますと、非常に新築とあまり変わらない金額の経費を、多額の経費を要するというものもございます。そういう観点から、今後は賃貸住宅などの利用もしていけるような形での検討をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○教育部長（湯川忠治君） お答えいたします。

始良地区のアレルギー食の関係ですが、それぞれ議員のおっしゃられるとおり、自校方式でございますので、それぞれの給食室で対応をしているということでございます。

○副議長（出水昭彦君） これで新福議員の質疑を終わります。

スクールソーシャルワーカー実践研究事業については、里山議員も質疑通告がなされておりますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（出水昭彦君） 質疑なしと認めます。

これでスクールソーシャルワーカー実践研究事業についての重複質疑を終わります。

次に、24番、堀広子議員の質疑を許します。

○24番（堀 広子君） 私は3項目について質疑を行います。

成果報告書に基づいて質疑を行います。

まず最初に、農業施設費の中で加治木生活改善センター、それから蒲生ふれあいセンターの事業実績が前年度より低くなっております。これはどのような理由によるものかお尋ねいたします。

2つ目には、工事監査費で、旧加治木町で実施されておりました簡易な修繕等にかかわる随意契約入札参加資格登録業者に関する業務を始良市でも実施することになったわけですが、その実績をお伺いいたします。

また、電子入札における公平性、透明性は理解できますが、地元業者の育成という観点からはどのように考えてこられたのかお伺いいたします。

次に、3問目が、建築住宅管理費に収入が少ない生活の苦しい人に対しまして、市営住宅の家賃減免制度をとるのがございますが、この制度の実績と市民への周知はどのように行われてきたのかお伺いいたします。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 堀議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（西 慎一郎君） 議案第69号 平成22年度始良市一般会計歳入歳出決算認定についての1点目のご質疑についてお答えいたします。

農業施設で事業実績が大きく下回った施設における利用減の理由であります。加治木生活改善センターにつきましては、加工グループの一つ公民館女性部の解散等によるものです。

蒲生ふれあいセンターにつきましては、健康診査等の健康増進事業で、集会室と研修室を同時に使用していることから、平成21年度は延べ人数を実績としておりましたが、平成22年度は実利用者数としたことによるものです。

北山伝承館につきましては、口蹄疫の発生による防疫対策のため、地域と一体となった取り組みのでんでん盆祭り等のイベントを自粛したことによる利用者数減となっております。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

始良市簡易な修繕等にかかる随意契約入札参加資格申請書等に関する規程につきましては、平成22年11月16日に告示し、23年1月17日から2月16日までの期間で登録の受け付けをいたしました。随意契約参加資格の期間は、平成24年9月30日までとしております。受付期間中に登録された業者は47社で12業種に、延べ102社の登録がありました。

平成22年度の実績は、23年1月17日以降の登録された時点からとなり、市営住宅維持管理等の68件、217万6,667円となっております。

次に、電子入札につきましては、平成23年度実施に向けて模擬入札を行い、土木工事の一部については電子入札の試行を実施することとしており、土木・建築・舗装の格付業者及び造園・電気・水道の市内の業者に電子入札に必要なカード登録受付を実施しております。9月末までには市内業者のうち、カード登録を完了している業者は78社中77社で、1社はカード登録の準備をされている段階と聞いております。

始良市としましても、電子入札については初めての取り組みであり、鹿児島県技術センターが実施

する電子入札研修を受講し、不明な点については、鹿児島県庁内にあるサポートセンターの指導を受けて模擬入札を行っております。平成23年7月から24年2月までに9回の模擬入札を計画しており、9月末までに3回実施いたしました。今後模擬入札を予定しております業者の中には、電子入札の経験がない業者も含まれておりますので、模擬入札を実施して体験をしていただき、その状況等を見ながら、すべての業者の対応が可能であることを確認した段階で本格運用をまいります。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

市営住宅家賃減免制度につきましては、市営住宅管理条例及び始良市営住宅の家賃及び敷金の減免又は徴収猶予に関する取扱要綱に規定してあります。この制度を活用して減免を受けられた入居者は2戸であります。周知の方法につきましては、入居時にお渡ししている市営住宅すまいのしおりで入居される方に説明しております。

以上、お答えいたします。

○24番（堀 広子君） 生活改善センターの蒲生ふれあいセンターの件ですが、延べ人数で実績、21年度はされております。22年度が実利用者でされている関係だということで、同じように21年度と同じ延べ人数で数えたら幾らになるかをまずお尋ねいたします。

それから、簡易な修繕等にかかわる随意契約入札の件でございますが、68件の業種ごとの受注金額は幾らになるかお尋ねいたします。

それから、電子入札のところですが、業者の対応がすべて可能であることを確認した段階で本格的に運用するというふうになっておりますが、この本格運用は大体いつごろになるものか、それからこれまでは市内業者を中心というやり方を行われてきたわけですけれども、今回の電子入札が行われることになりまして、県外とか、あるいは全国規模からの入札が行われるのではないかと思うんですが、そこら辺の考え方、そこら辺は市内業者育成の立場から考えたときにはどのように考えていらっしゃるのか、市内業者だけを対象にされるのかお尋ねいたします。

それから、家賃減免制度の件ですが、答弁で減免を受けられた入居は2戸であるということでございますが、この2戸というのは22年度だけの実績なのか、もしそうでなかったら、これまでの減免の実績はどれだけ件数としてあるのかお尋ねいたします。

○農林水産部長（屋所克郎君） 蒲生ふれあいセンターの件についてお答えいたします。

平成21年度と同じようなカウントをしますと、1万9,149名となります。これでも約2,000名ほど減になっておりますが、これは口蹄疫の影響で、それぞれの会合等が中止になったのが原因でございます。

以上でございます。

○工事監査部長（和田正弘君） お答えいたします。

業者の受注金額ということでございますけれども、受注につきましては30万以下が対象となっております。ここの答弁にもございますように68件で217万6,667円あるわけですが、それを平均いたしますと、約3万2,000円ぐらいの金額になっているようでございます。すべてを1件ずつということはちょっと把握しておりませんので、以上であります。

それと、市内の業者の対応はいつからかということでございますけれども、今土木のA、B、Cま

で模擬入札が進んでおります。今建築について模擬入札を現在やっているところでございますけれども、今後2月までの間に、今まで行った件数入れまして9回ほど計画しておりまして、その状況を見て、今までやったことのない水道とか造園、そういう方々はそういう体験をなされていないと思いますので、そういう方々が完全に模擬入札ができるような状態になったときに全体的には電子入札を行っていきたいと思っております。今考えてるところにつきましては、1,000万以上の土木工事については10月1日以降の入札を予定しております。全体的には来年の4月の1日から電子入札ができればいいなと思っておりますけれども、先ほど申しましたように対応ができない場合については、そこらは順次また講習等を行いながら対応していきたいと思っております。

それと、市内業者を中心にとということでございますけれども、電子入札になりまして、今までの紙入札と全然変わりませんで、ただ、紙入札が電子入札に変わっただけで、指名のあり方としては地元のできることにについては地元の業者でということの対応をとっていきます。

以上です。

○建設部長（大園親正君） 住宅の関係につきましては、担当課長より答弁させます。

○建設部建築住宅課長（梶木正男君） 建築住宅課の梶木です。お答えいたします。

この減免制度を活用されている2戸の方は、平成22年度の方でございます。その前については、実績はないというふうに思っておりますが、再度確認してまた後ほど報告させていただきたいと思っております。

○24番（堀 広子君） 再度お尋ねいたします。

電子入札の件ですが、電子入札を導入するにあたりまして、実施するにあたりまして、この事業の範囲というのはどこまでされるのか、それから電子入札を行う額、これは基準があるのかどうか、電子入札については以上です。

それから、市営住宅の家賃減免の制度の件ですが、かなり減免対象者が少ないわけですが、周知の仕方としては入居時にお渡しする市営住宅すまいのしおりで入居されるときに説明をされておられますけれども、広く市民の方に、例えばあいら市報などでお知らせするという事はされていらっしゃるのか、それから減免対象者と、それから減免基準はどのようになっているのかもあわせてお尋ねいたします。

○工事監査部長（和田正弘君） お答えいたします。

事業の電子入札をする範囲でございますけれども、10月1日からについては、土木については1,000万円以上を対象としておりますけれども、将来的には工事関係については全金額を実施していきたいと思っております。それから、額の範囲についてはすべてということで、金額を制定しておりません。すべてを対象という形で対応していきたいと思っております。

○建設部建築住宅課長（梶木正男君） 周知の仕方でございますが、入居時にしおりでご説明するほかに毎年収入調査をしております。その中で、著しく低くなられた方は、またそのご説明をしております。あるいは途中で家賃が高くて払えないとかいう相談のときにも収入を調べたりして周知しております。

ます。その基準につきましては、世帯全員の収入が著しく低額であること、あるいは病気になられて所得が減ったということ、また災害に遭われて出費がかさんで払えないというような場合にその基準が適用されることになっております。

以上です。

○副議長（出水昭彦君） これで堀議員の質疑を終わります。

次に、13番、里山和子議員の質疑を許します。

○13番（里山和子君） 議案第69号の平成22年度一般会計の決算について質疑をいたします。

児童福祉費の中で、年度末の保育所の待機児童数は何名でしょうか、また病後児保育の検討はされているのでしょうか。

2点目、環境衛生費の合併処理浄化槽設置整備関連事業の中で、単独撤去が34基、306万円ということですが、残っている単独浄化槽は何基ぐらいあって、22年度末で何%撤去したことになるのか伺います。また、合併処理浄化槽はこれまで何基設置されて整備されているのかお答えください。合併前も含めてお願いいたします。

3番目に、塵芥処理費のごみ収集等の関連事業の中で、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは合併前に比較してどのように推移しているのでしょうか、また資源物収集実績はどうなっているのでしょうか伺います。

4点目に、道路維持費の中で、側溝整備の要望がこれまで何件ぐらいあり、平成22年度で何件解決し、あと未解決が何件ぐらいあるのでしょうか。

5点目に、教育委員会事務局費の中で、スクーリング・サポート推進事業を行っておりますが、小学校及び中学校の不登校児童生徒は何人ぐらいおられまして、ふれあい教室で何人ぐらいが学校生活ができる子どもに返っていったのかお答えいただきたいと思えます。

6点目に、学校図書整備事業費は、交付税措置されておりますけれども、国からの補助の何%が繰入れをされているのか、額はどのくらいかお答えください。

議案第72号の平成22年度始良市後期高齢者医療特別会計の決算について伺います。

後期高齢者の中で保険料が払えずに短期保険証や資格証明書の発行をされている方々が何人ぐらいおられるのか。また、その滞納額もお知らせください。

議案第73号は、始良市介護保険特別会計の決算についてお伺いいたしますが、要介護、要介護の認定者が、平成23年の3月末で3,192名おられますけれども、この中で各介護度ごとに何人、何%の方々が、介護保険制度を利用されているのかお知らせください。また、その利用額も各介護度ごとにお知らせいただきたいと思えます。

最後に、特別養護老人ホームの待機者は、施設にいる人、また在宅の人を含めて何人ぐらいおられるのか、お答えください。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 里山議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（西 慎一郎君） 議案第69号 平成22年度始良市一般会計歳入歳出決算認定についての1点

目のご質疑についてお答えいたします。

年度末の認可保育所の待機児童につきましては、31人となっておりますが、始良市保育所及び幼稚園適正配置連絡協議会におきまして、本年度、山田保育所が建てかえを行い、定員を60人から80人に増員することです承を得ております。

今後とも待機児童解消に努めてまいります。

また、病児・病後児保育の実施に当たっては、県医師会、始良伊佐医師会等に対し、病児・病後児保育への協力要請を行うとともに、緊急時に児童を受け入れてもらうための地域の医療機関をあらかじめ選定した上で、保育所と医療機関の連携体制を整える必要がありますので、地域の医療機関等との連携・協力の体制づくりに取り組むこととしております。

なお、現在、会員相互間で育児を助け合う事業として、ファミリー・サポート・センター事業において、軽度の病児・病後児の預かりを実施しているところであります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

単独浄化槽は何基かのご質疑ですが、平成22年度末で把握している範囲内で、6,943基であります。

撤去した割合は、おおよそ0.5%です。これまでの合併浄化槽の設置基数については、平成22年度の393基の設置を含め、平成5年度からの累計で、加治木地区2,505基、始良地区6,130基、蒲生地区1,002基の合計9,637基が整備されております。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

合併前の平成21年度実績としましては、可燃ごみ1万5,020 t、不燃ごみ682 t、粗大ごみ505 tでありました。

このことから、可燃ごみにおいては73 tの増、不燃ごみ95 tの増、粗大ごみは7 tの減となっております。

また、資源物につきましては、平成21年度実績で2,947 t、平成22年度実績は2,873 tで、74 tの減となっております。

なお、資源物につきましては、新聞販売店による新聞・チラシの収集が始まって以来、この数年減少傾向にあります。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

側溝整備につきましては、平成20年度に7件、平成21年度に19件、22年度に47件の要望が出されております。

このうち、平成22年度までに18件は改良や修繕を行いました。未処理の55件につきましては、今後も引き続き、年次的・計画的に要望箇所の改善に努めてまいります。

6点目のご質疑についてお答えいたします。

平成22年度の地方交付税においては、学校図書館図書費に、小学校費で1学級当たり3万8,167円、中学校費で1学級当たり7万7,933円が基準財政需要額に算入されており、本市の標準学級数をもとに積算した算入額は、小学校費で671万7,333円、中学校費で553万3,267円であります。

次に、議案第72号 平成22年度始良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてのご質疑についてお答えいたします。

始良市後期高齢者の平成23年3月末時点での短期保険証発行者は17人で、滞納額は187万4,800円であります。資格者証の発行はありませんでした。

議案第73号 始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定についての1点目のご質疑についてお答えいたします。

平成23年3月末日での介護保険受給者は、要支援1の方は、認定者569人中414人が受給され、72.8%の利用で、介護費用の総額は、月額1,373万円であります。

同様に、要支援2の方は、認定者382人中309人が受給され、80.9%の利用で、介護費用の総額は、月額1,881万1,000円であります。

次に、要介護1の方は、認定者723人中546人が受給され、75.5%の利用で、介護費用の総額は、月額7,167万円であります。

次に、要介護2の方は、認定者430人中309人が受給され、71.9%の利用で、介護費用の総額は、月額5,888万4,000円であります。

次に、要介護3の方は、認定者369人中254人が受給され、68.8%の利用で、介護費用の総額は、月額7,180万6,000円であります。

次に、要介護4の方は、認定者402人中314人が受給され、78.1%の利用で、介護費用の総額は、月額9,674万5,000円であります。

次に、要介護5の方は、認定者317人中237人が受給され、74.8%の利用で、介護費用の総額は、月額7,654万4,000円であります。

合計しますと、認定者3,192人中2,380人が受給され、74.6%の利用で、介護費用の月額総計は4億819万1,000円であります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

特別養護老人ホームの待機者は、県のまとめた資料によりますと、平成22年6月現在で他の施設におられる方が116人、在宅での待機者の方が16人で、計132人です。

以上、お答えいたします。

○13番(里山和子君) 保育所の待機児童のことからいきますけれども、先日の南日本新聞に、鹿児島が84人で始良市が40人というのが出ておりましたですけど、ことしは山田保育所が建てかえられまして、60人から80人ということで、20人は解消することになるんでしょうけども、まだ20名ぐらいが残ると思われそうですが、そのことについてはどのように検討されるのか、お伺いいたします。

また、病後児保育ですけれども、保育所と医療機関の連携体制を整える必要がありますので、地域の医療機関との連携・協力の体制づくりに取り組むというような答弁ですけれども、具体的にどういうことを考えておられるのか、お知らせください。

それから、合併浄化槽と単独槽のことを聞いているんですけれども、単独浄化槽が6,943基ありまして、まだ、その中の0.5%しか合併槽に移行していないということが明らかになったわけですけれども、これを合わせますと1万五、六千基になるわけですね。

で、始良市の世帯数が3万数千世帯でしたかね、約半分ぐらいは、これ2つでなると思うんですけれども、私はやっぱり公共下水道というのは莫大な費用がかかるので、当面はやっぱりこの合併浄化槽をふやしていくことに力を入れるべきだと思うんですけれども、単独槽をやっぱり合併槽にする必要性も、水の浄化という点からしますと大変大事だと思うんですけれども、このあたり、0.5%しか合併槽に移行していないことなどを考えますと、今後、どのような働きかけをされていくおつもりなのか、そのあたりをお聞かせください。

それから、ごみのことですけれども、可燃ごみが73 tの増で、資源ごみが74 tの減になっているんですけれども、私はやっぱり、ちょっと始良町あたり、旧始良町で資源物の収集に取り組みましたときに、徹底してやったんですけれども、ちょっとやっぱり最近は何年かたって、資源ごみ出せるものも可燃ごみのほうにほってしまうというようなことも出てきているのではないかと思うんですけれども、そのあたりについてどのようにお考えなのか、お聞かせください。

それから、側溝整備ですけれども、3年間で73件の要望があって、18件解決しているということですが、側溝整備とか道路整備というのは、大変、必要に迫られて要望しているわけですが、この3年間、18件ということは、年間6件平均だということですが、大体、年間の改修や修繕費用には幾らぐらい使っているのか、お答えください。18件で幾らになったのか、お知らせください。

それから、学校図書館の図書費ですけれども、小中学校合わせて約1,225万円ぐらいの交付税が来ていると思うんですけれども、それが満額、各小中学校に配分されているのかどうか、そのあたりをお聞かせください。

それから、後期高齢者医療制度で、短期保険証の発行者が17名おられて、187万4,800円が滞納でしてことですが、私はやっぱり年金がもうあるかないかのような人たちで、大変払おうにも払えず、困っていらっしゃる方々ではないかと思うんですけれども、短期保険証の短いものでは何カ月で、長いもので何カ月の短期保険証になっているのか、お答えください。

それから、介護のところですが、介護度ごとの利用率は出たんですけれども、1人の方が満額利用している人もいるでしょうけれども、ほとんどお金がなかったりして数%、たくさんは利用できていない方もいらっしゃると思うんですけれども、1人の人の利用で、大体%ごとに何人ぐらいいらっしゃるかわかっておれば、お知らせください。

それと、介護4の方で402人中314人しか利用していなかったり、要介護5の方が、317人中237人しか利用されていないということですが、相当介護度の重い方で、介護保険認定がされているわけですから、これ、介護保険の利用したいという方だと思うんですけれども、このように利用の%が低いのはどういうことなのか、実態はどうなっているのか、お知らせいただきたいと思います。

それから、特別養護老人ホームですが、在宅が16名で、施設でお待ちの方が116名、合わせて132名いらっしゃるんですけど、ことしはマモリエあいらをプラス30床しまして80床になりまして、ショートステイが20床ぐらいありますから、あそこは100床ぐらいあるんですけれども、この132名のまだ待機者が実質あるということなんですよ。

で、これについて、今後の特別養護老人ホーム、始良市として次の計画をどのように考えていらっしゃるのか、そのあたりをお知らせください。

以上です。

○福祉部長（小川博文君） ただいまご質問をいただきました、保育所に関するご質問と介護保険にかかわるご質問については、担当課長のほうから答弁させます。

○福祉部児童福祉課長（原口正則君） 児童福祉課の原口です。お答えいたします。

まず、1点目の待機児童の件でございますが、答弁でもございましたように、今年度、山田保育所の建てかえによりまして、定員が20名ほど増になる予定でございます。

議員おっしゃるように、確かに完全な解消ということには至らないと思いますが、今後とも、保育

事業の動向の把握に努めながら、既存の保育所の増改築によりまして、受け入れ児童数の拡大を図ってまいりたいと考えております。

それから、病後児保育の今後の具体的な検討内容ということでございますが、病児・病後児保育につきましましては、今後、検討していかなければならない課題だと思っております。県内でも鹿児島市に集中しておるわけでございますが、それ以外でいきますと、まだ充実していない事業のようでございます。

今後、事業内容とか、あるいは補助の内容についても、検討をさせていただきたいと思っております。
以上です。

○市民生活部長（花田寛徳君） お答えします。

単独浄化槽の推進とごみ収集の方法については、担当課長のほうから答弁させます。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） 生活環境課の前田でございます。合併浄化槽の推進の件につきましましてでございますが、私ども、年間400基の合併浄化槽の推進を図っていくということで、全市的に取り組んでいるところでございます。

議員おっしゃるように、世帯数を3万ございますが、利用されている新生町のコムプラ、それから始良ニュータウン、そういった集団でやっているプラン等もございまして、そちらのほうの加入も図っているところでございます。

それとあと、くみ取り等も、まだ使われているところがございます。こちらのほうについても、合併浄化槽への切りかえを推奨するというところでございます。

2件目の資源物の件でございますが、可燃ごみ、これを減らす。そして、資源物のほうに回すというようなことを今、推奨しているわけでございますが、今回、来年度から資源物の名前を統一したり、それから収集方法を変えることによりまして、不燃ごみで出されていたものが資源に回る。あるいは、粗大ごみで出されている分も、資源に回ったり、あるいはRPFといった格好に回っていくというようなことございまして、私ども、全市的に3R、リユース、リデュース、リサイクル、こちらのほうを推奨しまして、資源化を図っていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○建設部長（大園親正君） 道路側溝の3年間の金額ということでございますが、平成22年度につきましましては、10件で約1,150万円です。3年間の分は、ここにちょっと資料を持ち合わせておりませんが、約、この倍ぐらいの金額にはなると思っています。

以上でございます。

○教育部長（湯川忠治君） お答えいたします。

学校図書整備事業費で、もう交付税措置された分が満額配分されているかとのことでございますが、学校図書の整備につきましましては、学校図書費として予算書にその項目が明記されているわけではございません。

それぞれ小学校費、中学校費あるわけですが、教育振興費の需用費の消耗品費といたしまして、まず3,034万円、で、中学校費の需用費の消耗品費といたしまして2,741万円、合計5,775万円が、これ、

平成23年度ですけれども予算措置されておりまして、学校側といたしましては、この配分されました消耗品の中から、必要に応じて図書館図書の購入に充てているということでございます。

で、最終的に幾ら使われたかということになりますと、決算を見ないとわからないわけですが、22年度の決算で申し上げますと、約900万円程度が図書購入費に使用されております。

以上でございます。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） お答えいたします。

広域連合の短期保険証の発行期間のことでございますが、これにつきましては、県の広域連合のほうの滞納に関する取り扱い要綱第9条の中に規定をしております、県広域連合のほうで判断されます。

これに判断の基準としましては、平成20年度から後期高齢が始まっておりますので、20年、21年度の滞納額の2分の1以上を、滞納保険料の2分の1以上あるものについては、資格証明発行対象になりますけれども、鹿児島県内においては、特別事情の申請書を出していただくことによって、資格証明発行はだれ1人、県内ではしておりませんので、その部分がすべて短期保険証の発行となっております。

今、始良市においては17名の短期保険証の発行になりますけれども、基準的には一応、金額によって若干違いますけれども、3カ月分発行分と6カ月分発行の2種類という取り扱いになっておりますので、始良市の場合はすべて6カ月対象となっております。

以上です。

○福祉部長寿・障害福祉課長（牧之内昌二君） 長寿・障害福祉課の牧之内でございます。介護保険の利用状況につきましてご回答申し上げます。

1人当たりの利用状況、利用額についてというご質問でございますが、これにつきましては、ちょっと手元に今、資料を持ち合わせてございません。

それから、介護度3・4、このあたりの利用率が低いのではないかとというようなご指摘でございますが、各段階ごとに大体七十数%の利用状況になっておりまして、利用されていらっしゃる方につきましては、まず、在宅介護サービス等をご利用しておられる方ということでございます。

それから、特老の待機の状況につきましては、議員先ほどおっしゃいましたように、この7月にマモリエあいらが30床の増床をしまして、始良市の被保険者の方が20人、入所されたということで、在宅の方の待機者につきましては、解消が図られているものと考えております。

なお、今後につきましては、介護保険事業計画の中で見込み数等を推計しながら、介護保険運営推進協議会の意見等を踏まえまして、増床等を含めまして基盤整備を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○13番（里山和子君） 浄化槽のことですけれども、単独槽から合併槽への移行が、ちょっと0.5%で低いということですが、市長にお伺いしますけど、このあたりをもうちょっと強化していくために、また、市単独補助とかそういったことを含めて、もうちょっと合併浄化槽への移行率を高めるということは考えられないかどうかということですね。

それから、これごみの可燃ごみがふえて資源ごみが減っているということについては、資源物収集が、ちょっと緩んできているのではないかというふうに思ったりするんですけど、そのあたりの注意というか、喚起というか、市民に対する注意を促すといいますか、そういったこと等を含めて、保健環境部のところで考えておられる施策などはないかを伺いたいと思います。

それから、この側溝整備については、55件残っておりまして、73件のうち18件しか解決していないということですが、市長、もうちょっとこのあたりを、せめて半分でも、要望の解決するようにできないものかと思ったりしますが、いかがでしょうか。

それから、交付税の学校図書館の図書費ですが、交付税では約1,200万来ておりまして、22年度では900万ぐらい学校に入ってきているというようなことみたいでしたけど、300万ぐらい学校に来ていないということになりますけど、このあたりを満額学校に配分するにはできないかということ、これは教育長にお伺いしていいですかね、お尋ねいたします。

それから、短期保険証が6カ月ということで、17人ぐらいおられるわけですが、後期高齢者医療保険制度というのは、75歳を過ぎてからこの保険に入るわけですが、その中で、6カ月ぐらいの保険証しか持っていないくて、どうかすると、病院にも行けないというようなことが出てくる可能性もあるわけですが、そういう制度について市長の見解を伺っておきます。

それから、この介護保険のところでは、要介護3から以上ぐらいの方々に、利用率が少ないというふうなパーセンテージが出ているんですけど、これは何か在宅の方があってというような答弁でしたが、ちょっとよくわかりませんので、もう1回、ご利用できない方がどうなっているのかというあたりを詳しくお知らせください。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 合併浄化槽のこのあり方ということにつきましては、県の補助も補助率が下がらる中で、市としても市単で、その補てんもしているところでございます。

新設につきましては、設置義務が課せられておることとありますから、今後とも、単独浄化槽からの転換、それからくみ取り等についても、啓蒙を図っていきたいというふうに思います。

それから、側溝等のことにつきましては、個々の課題もあろうと思います。その辺を含めながら、緊急性をにらみながら推進しているところでございますが、今後とも努力していきたいというふうに思います。

短期証の発行ということにつきましては、制度に基づきまして行っておるところでございますが、公平な負担のお願いするという立場から、このようなことになっていると思いますが、今後とも制度をよくご理解いただけるように努めてまいりたいというふうに思います。

○市民生活部生活環境課長（前田信秋君） お答えいたします。

可燃ごみがふえて、資源物が減っているのではないかということと、それと市民への広報活動はどのように行っていくのかというご質問でございますが、現在、私ども資源物の一元化を統一を図るために、今、説明会を行っているところでございますが、説明会場で、私ども常々申し上げているところでございますが、洗って出しましょう。そして、今まで燃えているものでも資源として活用します。

そして、皆さん方から出されたものが、このような格好で資源としてまた有効活用され、あるいはまた市への還元金、お金になっていきますよということをPRしながら、今、地元で説明をしていると

ころでございます。

そして、23年度につきまして、出しました生活カレンダーのほうにも、3Rの推進を銘打ちまして、1面で表紙の裏のほうに入れまして出しています。そして、今現在、生活環境だよりということで、皆さん方のほうに周知していただきますように広報活動も行っていくと。

今後、議員おっしゃるように、政策が整いましたら、そういったPRをしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えします。

○教育長（小倉寛恒君） 学校図書の整備についてお答えいたします。

学校の図書の整備につきましては、これは長い時間をかけて整備していかなくやならない課題であると思っております。毎月、新刊本も出ますし、必ずしもその古典的な全集ものだけを短期間に大量に購入するというのも、得策ではないわけでございます。

始良市は、旧3町からそれぞれこの図書整備については、しっかり取り組んでこられてきたと思っております。この近隣の鹿児島市、あるいは霧島市よりも、はるかに高い整備の達成状況にあると思っております。

今、教育委員会としましては、合併後の旧町間の隔たりをなくするための施設設備の整備でありますとか、あるいは、その新しい市としての将来像を築くためのその基礎となる取り組みにも着手しているわけでございまして、そのために、今、予算要求も格段のそういった要求を財政当局にしておるわけでございます。もう100%とは言いませんけど、相応の措置はしてもらっておると思っております。

さまざまな行政需要がある中で、一般財源の中から何を優先して配分していくかというのは、その時々判断だろうと思っております。

今、本市の財政的から教育委員会のそういった意向に対して、しっかり配分してもらっているというふうにご考えておまして、決して、その交付金で措置されたものを値切った形での措置というふうには考えておりません。

以上です。

○福祉部長（小川博文君） お答えします。

介護度の3・4・5というふうになってきたときに、利用率はということですが、介護保険は、そういう身体機能等において残された機能を生かして、不足するところに介護サービスを利用して、自立に近づくという仕組みでございます。

したがって、3・4・5となりますと、その介護サービスだけではなくて、医療系のサービス、入院も含めて、そういう医療系のサービスを受けられる方が多くなるという傾向にはございますので、その辺が反映されているものというふうにご考えております。

以上です。

○副議長（出水昭彦君） これで里山議員の質疑を終わります。

スクーリングサポート推進事業については、竹下議員も質疑通告がなされておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（出水昭彦君） 質疑なしと認めます。これでスクリーニングサポート推進事業についての重複質疑を終わります。

次に、11番、竹下日出志議員の質疑を許します。

○11番（竹下日出志君） 議題となりました議案第69号 平成22年度始良市一般会計歳入歳出決算認定について質疑します。

はじめに、要旨1点目、成果報告書18ページ、民生委員活動事業について、相談件数、支援件数、訪問並びに連絡件数を伺います。

次に、要旨2点目、成果報告書18ページ、ボランティア活動支援事業について、登録団体数を伺います。

次に、要旨3点目、成果報告書19ページ、障害者相談支援事業について、相談はどのような内容のものが多いか伺います。

次に、要旨4点目、成果報告書21ページ、障害児デイサービス事業について、デイサービスの希望者数はどのくらいあったのか伺います。

次に、要旨5点目、成果報告書23ページ、老人クラブ育成事業について、旧町時代からの老人クラブ会員数の推移を伺います。

次に、要旨6点目、成果報告書24ページ、高齢者等くらし安心ネットワーク事業について、在宅福祉アドバイザーから配付された手帳がどのように活用されているか。また、民生委員との連携の状況を伺います。

次に、要旨7点目、成果報告書27ページ、福祉バス管理事業について、始良・加治木・蒲生福祉バスは、それぞれ何年度の購入の車で、走行距離と22年度の修繕状況を伺います。

次に、要旨8点目、成果報告書36ページ、地域環境美化の推進事業について、雑草除去の苦情件数と指導啓発状況を伺います。

次に、要旨9点目成果報告書51ページ、有害鳥獣捕獲事業について、鳥獣を捕獲した者に対して補助金を交付した実績状況を伺います。

○市長（笹山義弘君） 竹下議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（西 慎一郎君） 議案第69号 平成22年度始良市一般会計歳入歳出決算認定についての1点目のご質疑についてお答えいたします。

民生委員は、始良、加治木、蒲生の3地区で合計149人おられます。

毎月の活動報告によりますと、相談・支援件数は、始良地区は3,197件、加治木地区は777件、蒲生地区は262件で、合計4,236件となっております。

また、訪問・連絡件数は、始良地区は1万3,625件、加治木地区は4,249件、蒲生地区は3,197件で、合計2万2,683件となっております。

その中で、相談・支援件数の一番多い委員の件数は343件で、一番少ない委員の件数は61件となっております。

また、訪問・連絡件数の一番多い委員の件数は2,027件で、一番少ない委員の件数は31件となっております。

2点目のご質疑についてお答えいたします。

この事業は、ボランティアコーディネーターである社会福祉協議会の職員に対する人件費を補助する事業であります。社会福祉協議会の事業報告書によりますと、登録しているボランティア団体は46団体、登録者数は1万2,527人で、病院・施設等での演奏・演芸ボランティア等を行っておられます。

このほかにも、個人ボランティアとして男性26人、女性42人、合計68人の方が登録されており、ふれあいいきいきサロンや社会参加活動ボランティアなどの活動を行っておられます。

3点目のご質疑についてお答えいたします。

平成22年度の本人及び家族等からの主な相談内容は、福祉サービスの利用に関する相談が331件、就労に関する相談が170件、健康・医療に関する相談が110件、不安の解消、情緒安定に関する相談が77件で、延べ相談件数は1,420件となっております。

また、支援の方法は、電話による相談が814件、訪問による支援が333件、来所による相談が268件となっております。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

申請に基づき支給決定したのは、平成23年3月末現在、未就学児が36人、小学生が41人、中学生が9人、高校生が8人の合計94人です。平成22年度の利用実績は、延べ658人で、月平均54.8人が利用しておられます。

5点目のご質疑についてお答えいたします。

老人クラブは、「健康・友愛・奉仕」の精神で、高齢者の生きがいづくりや保健福祉の健全な発展のために、スポーツ大会や公園の清掃作業等を行っていただいております。

合併前の旧町ごとの老人クラブの会員数は、始良町が52クラブで2,773人、加治木町が20クラブで889人、蒲生町が22クラブで828人でありました。

合併後に、始良市老人クラブ連合会が誕生いたしましたが、平成22年度は始良支部が52クラブで2,747人、加治木支部が19クラブで836人、蒲生支部が22クラブで820人でありました。

本年度は始良支部が52クラブで2,656人、加治木支部が19クラブで810人、蒲生支部が22クラブで795人となり、3地区ともわずかながら減少傾向にあります。今後、高齢者の社会参加活動を促進するため、老人クラブの育成強化に努めてまいります。

6点目のご質疑についてお答えいたします。

高齢者等くらし安心ネットワーク事業を担う在宅福祉アドバイザーは、ひとり暮らしの高齢者や障がい者などの要援護者宅を訪問し、声かけや見守り活動を行うことにより、地域活動を円滑かつ効果的に推進することを目的に、日々活動をしておられます。

それぞれの方が、在宅福祉アドバイザー手帳を持っておられ、要援護者ごとに既往症や現在の状況、福祉サービスの利用状況及び不安や悩み事を記入されて、その内容を地域の民生委員、そして市の福祉部につなぐことで、その要援護者に必要な福祉給食や緊急通報装置等の福祉サービスを、より早く提供できるよう活動していただいているところであります。

7点目のご質疑についてお答えいたします。

始良福祉バスはリース車で、平成15年度から使用しております。走行距離は7万4,890kmで、平成22年度の修繕はありませんでした。

加治木福祉バスは2台ありますが、平成3年と平成5年に購入しております。それぞれ20年と18年が経過し、走行距離は22万4,267kmと10万7,148kmで、修繕料が37万5,990円となっております。

蒲生福祉バスは平成6年に購入し、17年が経過し、走行距離は35万2,390kmで、修繕料が30万3,511円となっております。

それぞれ老朽化が進んでおりますので、年次的に車両の更新を行ってまいります。

8点目のご質疑についてお答えいたします。

平成22年度の雑草の苦情処理件数161件の指導につきましては、まず、所有者を特定し、シルバー人材センターを紹介するなど、改善をしていただく旨の通知をしております。

また、それでも改善が見られない所有者につきましては、再通知、さらに勧告の文書を送付しております。なお、平成22年度では、再通知したもの23件、勧告まで至ったもの6件となっております。

9点目のご質疑にお答えいたします。

有害鳥獣を捕獲した隊員に対しての捕獲補助金につきましては、イノシシ143頭の捕獲に対して62万9,000円、サル14頭の捕獲に対して28万円、シカ77頭の捕獲に対して33万9,000円、カラス137羽の捕獲に対して8万2,000円、ヒヨドリ274羽の捕獲に対して5万5,000円を交付しており、総額で138万5,000円となっております。

以上、お答えいたします。

○副議長（出水昭彦君） ここで本日の会議時間は会議時間内に審議は終わりそうにありませんので、あらかじめ延長します。

○副議長（出水昭彦君） 質疑を続けます。よろしいですか。

これで竹下議員の質疑を終わります。

○副議長（出水昭彦君） 以上で、日程第8、議案第69号から日程第20、議案第81号までの一括質疑を終わります。

○副議長（出水昭彦君） ここでしばらく休憩します。そのまましばらくお待ちください。

（午後4時49分休憩）

○副議長（出水昭彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後4時51分開議）

○副議長（出水昭彦君） お諮りします。ただいま議題となっております13件の議案については、委員会条例第6条及び第8条の規定により、ただいま配付しました決算審査特別委員会委員名簿のとおり、議長及び和田議員を除く27名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（出水昭彦君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております13件の議案については、配付しました27名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、この特別委員会に審査を付託することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。決算審査特別委員会を開き、正副委員長等を決定しますので、議員控

室にお集まりください。

(午後4時52分休憩)

○副議長（出水昭彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後5時00分開議)

○副議長（出水昭彦君） ここで報告します。

先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長に有馬研一議員、副委員長に玉利道満議員が選任されたという報告を受けましたので、お知らせします。

○副議長（出水昭彦君） お諮りします。ただいま市長より議案第82号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第9号）が、市民福祉常任委員長より発議第7号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書（案）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（出水昭彦君） 異議なしと認めます。議案第82号と発議第7号の2案件を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

○副議長（出水昭彦君） 追加日程第1、議案第82号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

議案第82号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第9号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回は、土地開発基金からの買い戻しによる土地購入費用を計上いたしました。

まず、歳出の補正内容を申し上げます。

お手元の予算書7ページ、総務費の財産管理費3,486万6,000円の追加は、平成16年8月に、土地開発基金で購入しておりました、始良市三拾町1397番地2ほか1筆、三拾町工業団地内の土地4,106m²を一般会計で買い戻すための公有財産購入費であります。

なお、この土地につきましては、株式会社オーケー社鹿児島が立地を希望しております。

以上、歳出予算について申し上げますが、補正後の歳入歳出予算総額は273億6,591万4,000円となります。この財源といたしましては、6ページに掲げてありますように前年度繰越金で対応いたしました。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○副議長（出水昭彦君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○29番（森川和美君） 2つだけお聞きをいたします。

まず、1点目は、この会社案内の概要の図面の中にございますように、ちょうど向かいに株式会社フジヤマがございますが、このフジヤマとほとんど営業内容部門が競合はしないのかどうか、これが1点です。

もう1点は、この株式会社オーケー社が、ここに進出した場合の企業立地促進補助金等々の推測される補助金等は、現在のところわかるかどうか、この2点だけです。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） お答えいたします。

隣地にありますフジヤマとの競合の件でございますが、今回、進出してまいりますオーケー社につきましては、ここの部分では集中監視盤の製作と、それから主なるものとして、簡易型の乾燥機を製作されるということで、競合することにはならないかと思えます。

それから、立地補助金につきましては、諸条件を満たすとした場合に雇用とかの関係がございますが、まず最初に用地補助金といたしまして、1区画の30%以内での補助、それから創業後の雇用に対する補助金は出てくることと思えます。

それから、固定資産税につきましては、そういった3年間ではありませんけれども、率は変わりますが、免除制度が出てくるかと思えます。

以上です。

○29番（森川和美君） 了解。

○副議長（出水昭彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（出水昭彦君） これで質疑を終わります。

○副議長（出水昭彦君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第82号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第9号）は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（出水昭彦君） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

○副議長（出水昭彦君） 討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（出水昭彦君） 討論なしと認めます。

○副議長（出水昭彦君） これから採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第82号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（出水昭彦君） 起立全員です。議案第82号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

○副議長（出水昭彦君） 追加日程第2、発議第7号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書（案）を議題にします。

○副議長（出水昭彦君） お諮りします。ただいま議題となっております発議第7号は、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（出水昭彦君） 異議なしと認めます。発議第7号は、趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

○市民福祉常任委員長（森川和美君） 登 壇

○副議長（出水昭彦君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（出水昭彦君） 質疑なしと認めます。

委員長、降壇してください。

○副議長（出水昭彦君） 討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（出水昭彦君） 討論なしと認めます。

○副議長（出水昭彦君） これから採決します。

発議第7号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書（案）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（出水昭彦君） 異議なしと認めます。

発議第7号 地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

○副議長（出水昭彦君） これで、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって散会とします。

なお、次の会議は10月27日午前10時から開きます。

○事務局長（有江喜久雄君） ご起立ください。一同、礼。

〔起立・礼〕

（午後5時10分散会）